中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会（第4回）配布資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/128/siryo/1412213_00003.htm

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
政策・審議会
>
審議会情報
>
中央教育審議会
>
初等中等教育分科会
>
学校安全部会（第13期）
> 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会（第4回）配布資料
中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会（第4回）配布資料
1．日時
令和8年10月29日（木曜日）15時00分 ~ 17時30分
2．場所
オンライン（Zoom利用）
3．議題
校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見について
現代的課題と多様な子供たちへの対応について
4．配付資料
00【議事次第】学校安全部会（第4回） (PDF:61KB)
01【資料1】校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見、現代的課題と多様な子供たちへの対応について (PDF:4.9MB)
02【資料2】藤田委員による発表資料 (PDF:4.8MB)
03【資料3-1】生徒による発表資料（白石市立東中学校） (PDF:218KB)
04【資料3-2】生徒による発表資料（茨城県立牛久栄進高等学校） (PDF:5.5MB)
05【資料4】学校安全部会の日程（案） (PDF:79KB)
06【参考資料1】第13期中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会委員名簿 (PDF:121KB)
07【参考資料2】第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問） (PDF:206KB)
08【参考資料3】第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（概要） (PDF:202KB)
09【参考資料4】第3次計画フォローアップを踏まえた第4次計画の検討に向けた課題について (PDF:204KB)
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。
（総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会（第４回）

議事次第

１．日　　時　　令和８年１０月２９日（木）１５：００～１７：３０

２．場　　所　　オンライン

３．議　　事

（１）校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見について

（２）現代的課題と多様な子供たちへの対応について

（３）その他

４．配付資料

資料１　　校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見、現代的課題と多様な子供たちへの対応について

資料２　　藤田委員による発表資料

資料３－１　生徒による発表資料（白石市立東中学校）

資料３－２　生徒による発表資料（茨城県立牛久栄進高等学校）

資料４　　学校安全部会の日程（案）

参考資料１　第１３期中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会委員名簿

参考資料２　第４次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問）

参考資料３　第４次学校安全の推進に関する計画の策定について（概要）

参考資料４　第３次計画フォローアップを踏まえた第４次計画の検討に向けた課題について

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
資料１

文部科学省

校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見、現代的課題と多様な子供たちへの対応について

令和８年10月29日

総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課　安全教育推進室

議題（１）校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見について

- 校内組織体制の充実について　・・・ 5
- 教職員の能力向上について　・・・ 6
- 子供の意見について　・・・ 13

議題（２）現代的課題と多様な子供たちへの対応について

- 青少年の安全・安心なインターネット利用に関する取組について　・・・ 15
- 生命（いのち）の安全教育について　・・・ 17
- 学校における熱中症事故の防止について　・・・ 18
- クマ被害防止対策、国民保護に関する事案について　・・・ 19
- 障害のある児童生徒等、外国人児童生徒等について　・・・ 21

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

Ⅰ　総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

○ 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
○ 学校安全の取組内容や意識の差
○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性

など

施策の基本的な方向性

○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

Ⅱ　推進方策

5つの推進方策 を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進	2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	3. 学校における安全に関する教育の充実	4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進

○ 学校経営における学校安全の明確な位置付け
○ セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
○ 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
○ 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
○ 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

○ コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
○ 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
○ SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実

○ 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
○ 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
○ ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実

○ 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
○ 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
○ 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
○ 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

○ 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
○ 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
○ 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
○ AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
○ 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
○ 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について
～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～　審議のまとめ

令和7年3月3日

1.これまでの議論

○ 学校の努力だけでは防止できない事案（地震などの自然災害、不審者侵入事件、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等）の顕在化
○ 学校安全に関する課題の複雑化・多様化
→ 実効的・持続的な学校安全の取組を組織的に推進する必要
→ セーフティプロモーションスクール*1の考え方を取り入れた取組の充実
→ コミュニティ・スクール*2の仕組みの活用を含む地域との連携・協力の必要性
→ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築が必要

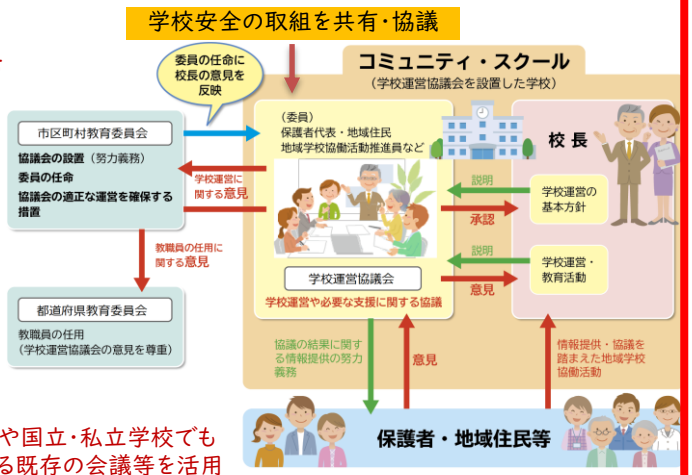
*1学校安全について組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校

*2地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校

地域や関係機関等との連携・教職員及び校内組織体制について検討・整理

2.地域や関係機関等との連携体制の整備

○ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを最大限活用
○ 「安全教育」「安全管理」の充実の観点から連携の充実を図る
→ 「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を学校運営協議会等の場で共有し、協議を行う
○ 自然災害や犯罪被害は地域においても共通の課題
→ 自治体の防災・安全担当部局や警察・消防等も交えた取組の推進
○ 地域や関係機関・団体との連携を強化、外部評価や改善を継続
→ セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進



※学校運営協議会未設置校や国立・私立学校でも地域や関係機関等が関わる既存の会議等を活用して学校安全について協議していくことが有効

3.学校安全の中核を担う教職員及び校内組織体制の整備・充実

○ 学校安全の校内組織体制の整備・充実を図る
→ 学校安全を学校経営方針の柱に位置付ける
→ 校長等の管理職のリーダーシップの下、校務分掌に中核を担う教職員を位置付けつつ、全ての教職員で取り組む校内組織体制を構築する
→ 中核を担う教職員には、学校内外との連携・調整機能充実のための「新たな職」の動きを踏まえつつ、中堅層の教師を充て適切な処遇等について検討
→ 学校の設置者は各学校の組織体制整備を支援する
→ 各教職員に求められる役割及び資質能力を整理
→ 教師の負担軽減のため、地域の多様な関係者等と効果的な連携を図る



全ての教職員	・学校安全の重要性の理解、推進するための課題の認識 ・各自の役割に係る取組とマニュアル等見直しへの参画、安全教育の実施 ・事故の未然防止に関する安全管理、事故等発生時の対応の実施　等
校長等の管理職	・学校経営に学校安全を位置付け、学校安全の方針を示す ・事故の未然防止、発生時における安全確保のリーダーシップ ・校内組織体制及び、家庭・地域・関係機関等との連携体制の整備　等
中核を担う教職員	・校内組織の円滑な機能、取組の効果を上げる調整・指導・助言 ・実効性のある学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・見直し ・校内研修の企画・実施、外部機関との連絡調整の窓口　等

4.教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備

○ 各教職員が、できるだけ速やかに必要な資質能力を習得したり、学校安全の諸課題への対応能力を身に付けられるようにする必要
→ 教職員の負担を軽減しつつ、効率的・効果的に学べるよう、オンライン・オンデマンド形式や実習・演習形式を適切に組み合わせた研修を充実
○ 校長等の管理職のリーダーシップの下、中核を担う教職員が中心となって、計画的かつ着実な研修・訓練等を実施する必要
→ 学校安全に関する研修の教員研修計画への位置付け、法定研修での取り扱い、研修受講履歴の適切な記録、教員養成における学修の充実

※国立・私立学校に対しても、積極的な情報提供や研修の機会の提供等を通じて、地域全体での資質能力の向上や連携体制の強化を図る必要

校内組織体制の充実について

文部科学省

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について

（令和７年９月26日７文科初第1404号文部科学事務次官通知）抜粋

３　主務教諭の職の設置について

（３）主務教諭の職務について

主務教諭の職務は、児童の教育をつかさどり、及び校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものであり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されること。例えば、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道徳教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、教職員間の総合的な調整を行うことが考えられること。

このため、一定の経験、知識等を有する教諭のうち、こうした役割を担うことができる教諭が主務教諭として任用されることになると考えられること。なお、ここで言う「知識等を有する」には、心理や福祉に関する資格等を活用するなどして、特定の学校教育活動の核となって役割を担っているような場合や、教職大学院を修了し高度な専門的職業能力を身につけているような場合なども含みうると考えられること。

教職員の能力向上について

文部科学省

教育職員免許法施行規則（妙）
【令和６年４月１日施行】

第一章　　単位の修得方法等
第三条　　免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門事項	三〇	三〇	一六
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び役員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等に指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二

教職課程コアカリキュラム（学校安全に係る箇所抜粋）

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

全体目標:

現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

（3）学校安全への対応

一般目標:

学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標:

1）学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。

2）生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

出典：文部科学省.初等中等教育局教育職員政策課 「教職課程コアカリキュラム等について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/mext_00002.html）

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（審議のまとめ）（令和8年9月17日）【概要】

- **令和６年12月25日**、文部科学大臣より、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について、**中央教育審議会に諮問**。
- **令和７年10月15日**、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、上記**諮問を踏まえた議論の論点整理**を提示。

多様な人材を教職に導くとともに、教師を生涯にわたって学び続けられる魅力あふれる仕事にできるよう、以下の改革を実施。

社会の変化や指導要領改訂等を見据え、教師の質を維持・向上させるための①教職課程の在り方／②採用・研修の在り方

○教員免許取得に必要となる**共通的に学ぶ基礎的な内容を厳選**し、併せて**「強み専門性」に係る学修を位置付け**

- 全体の単位数を厳選して多様な学部学科の学生が履修できる環境を整備しつつ、強み専門性に係る学修を含めれば現状に近い単位数を担保

○**指導要領改訂と密接に連動**した教職課程の**抜本的アップデート**

- （例）「多様な社会経済文化的な背景や特性の理解と包摂」、「学級経営」「教育の方法・技術及びデジタル学習基盤」の追加等
- 中学「情報・技術科」創設に対応した免許制度の在り方や環境整備等の検討
- 幼稚園教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭の教職課程改革

○**現場の負担を軽減した質の高い教育実習**の実現に向けた検討

- 上限の設定やテンプレートの全国標準化・電子化等ガイドラインの作成に向けた検討会を設置
- 教育実習のうち、一部を学校体験活動にすることを努力義務化

○**大学内・大学間連携等**を通じた**質の高い教職課程**の実現と**地域における教員養成のハブ**としての役割を明確化

○コアカリキュラムの目標の**到達状況を確認**するための**CBTの導入**

- コアカリキュラム・CBT（教職課程）・教員採用試験一次選考の内容を連動

○学び続ける教師の為の**研修の充実**

- 指導要領改訂も踏まえた研修の充実等を検討

○**大学院修学休業を**より多様な研究や活動も対象とできるよう**抜本的に拡充**

○免許状を、**基礎的な免許状・標準的な免許状・より上級の免許状**に再編

- 免許状の上進を推進するための仕組み

③多様な社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

○特別免許状の授与判断を容易にするため、**授与の基準等をより具体化**

○**免許状授与の適格性**判断の方法について、**多様な手段**の導入を検討

- （例）教員資格認定試験の弾力的な運用や大学院等での学修をもって特別免許状等の資質能力立証に活用する、等

○**大学院新教育課程**を通じて免許状の授与が可能となる方策の検討

○算数・理科等について**小学校専科の普通免許状を新設**

○**高専卒業者の免許取得**を可能に

○教師になった者への**学部段階の奨学金返還支援**等の仕組みに向けた制度設計

子供たちの学びの要である教師の質と量を持続的に担保し、子供一人一人の主体的・対話的で深い学びを最大限引き出す。

出典：文部科学省.中央教育審議会（第145回）令和8年10月20日開催
配付資料2-1「教員養成部会における審議のまとめについて」

今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ） 令和8年6月16日時点

＜小学校＞ 現行

教科及び教職に関する科目	各教目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免は１単位×10教科、二種免は音楽、図画工作、体育から２教科以上を含み１単位×６教科	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解　１単位 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法　一種免２単位、二種免１単位 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法　１単位 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む　上限２単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		2	2
	計	59	37

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）※加えて、「介護等体験」が必要（小学校、中学校）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
教育の基本と教科指導等に関する科目	• 小学校教育の基本／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） • 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 • 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 • 教科及び教科の指導法（デジタル学習基盤の活用をむ。）１単位×10教科 • 道徳の理論及び指導法　免許状（A）２単位、免許状（B）１単位 • 総合的な学習の時間の指導法 • 特別活動の指導法（学級経営を含む）	18	18
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	• 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 • 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 • 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） • 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項(教育法規を含む。※) • 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 • 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 • 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供　2単位 • 生徒指導の理論及び方法 • 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論的及び方法 • 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 • 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	12	12
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む　上限２単位）	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		20	–
	計	57	37

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）

出典：文部科学省．教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ）」（令和8年6月16日）

文部科学省　学校安全ポータルサイト「教職員のための学校安全ｅ-ラーニング」

文部科学省「学校安全ポータルサイト」にて、「教職員のための学校安全e-ラーニング」を公開しています。対象者別で、動画コンテンツと小テストから構成されており、学校安全の基礎的な内容を効率的に学ぶことができます。

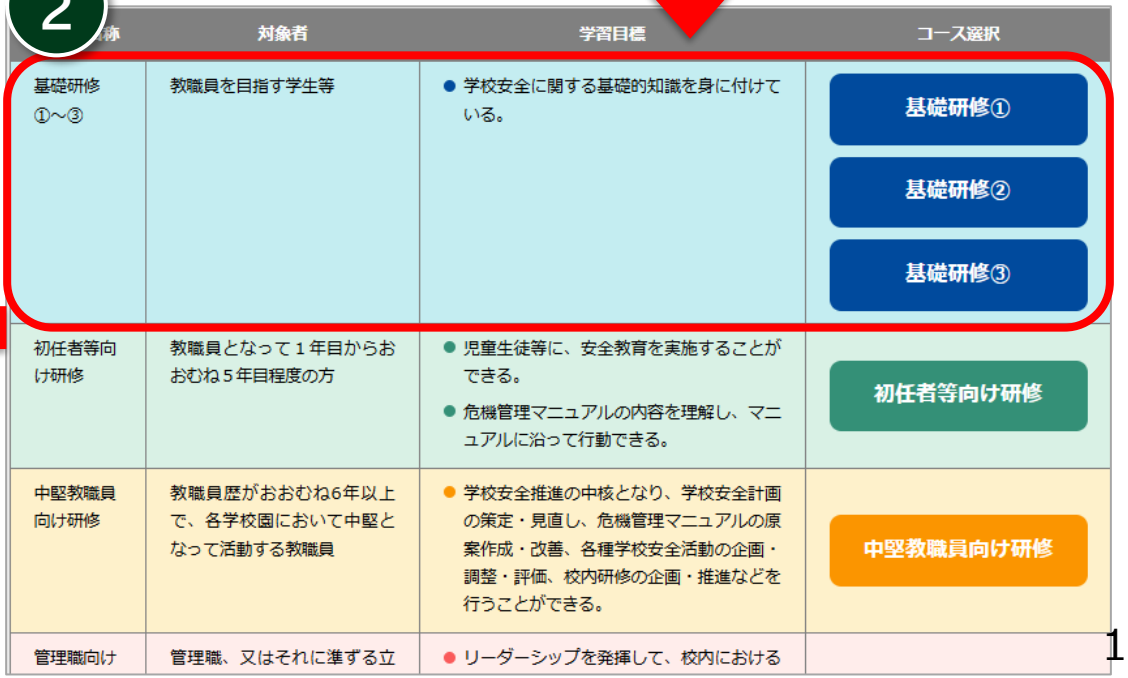
こうした基礎的な内容の学修に加え、外部講師を招いて防災等の実際を学ぶ機会を設けたり、応急救命措置の知識を身に付けるためのAEDを用いた実習を行うことも有効です。

学校安全ポータルサイト
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

1



2



対象者	学習目標	コース選択
教職員を目指す学生等	● 学校安全に関する基礎的知識を身に付けている。	基礎研修① 基礎研修② 基礎研修③
教職員となって１年目からおおむね５年目程度の方	● 児童生徒等に、安全教育を実施することができる。 ● 危機管理マニュアルの内容を理解し、マニュアルに沿って行動できる。	初任者等向け研修
教職員歴がおおむね6年以上で、各学校園において中堅となって活動する教職員	● 学校安全推進の中核となり、学校安全計画の策定・見直し、危機管理マニュアルの原案作成・改善、各種学校安全活動の企画・調整・評価、校内研修の企画・推進などを行うことができる。	中堅教職員向け研修
管理職、又はそれに準ずる立	● リーダーシップを発揮して、校内における	

3



独立行政法人教職員支援機構 「学校安全指導者養成研修」

各地域・学校での学校安全の充実を図るため、指導者となる教職員を養成する研修を実施

【各都道府県、指定都市等の指導者（リーダー)を養成】

学校安全指導者養成研修

※令和８年度は、都道府県・指定都市・中核都市の指導主事や教職員等136名が受講。

学校安全に関し、**各地域で指導者的役割を果たすことができるようにする**ため、都道府県・市町村教育委員会の学校安全担当指導主事及び各地域の小・中・高等学校等の教員等を対象とした研修会

【各学校の中核となる教職員を養成】

都道府県、指定都市、中核市等が実施する研修

○学校安全教室推進事業（委託事業）
　各学校における**各学校の中核となる教職員を対象とした講習会の実施**に対する支援
○都道府県等が独自で実施する研修

学校　学校　学校　学校　学校　学校　学校

各学校で各教科・特別活動等、教育活動全体を通じた安全教育や訓練、教員研修等を実施

全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和５年度実績〕抜粋

１８．教職員を対象とした学校安全に関する校内研修内容

18-1. 全国の学校

	調査対象校	校内研修の内容（複数回答可）						いずれも実施していない
		生活安全	災害安全	交通安全	インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ	性犯罪、性暴力防止のための教育	その他	
合計	38,171	31,040 81.3%	25,464 66.7%	21,108 55.3%	21,068 55.2%	13,386 35.1%	788 2.1%	2,055 5.4%
幼稚園	4,325	3,457 79.9%	3,183 73.6%	2,640 61.0%	805 18.6%	636 14.7%	88 2.0%	418 9.7%
幼稚園型認定こども園	864	702 81.3%	631 73.0%	493 57.1%	128 14.8%	104 12.0%	21 2.4%	84 9.7%
小学校	17,981	15,759 87.6%	12,013 66.8%	10,524 58.5%	11,061 61.5%	6,949 38.6%	344 1.9%	571 3.2%
中学校	9,199	7,205 78.3%	6,132 66.7%	5,024 54.6%	5,959 64.8%	3,721 40.5%	174 1.9%	488 5.3%
義務教育学校	230	198 86.1%	167 72.6%	139 60.4%	159 69.1%	86 37.4%	9 3.9%	4 1.7%
高等学校	4,395	2,665 60.6%	2,444 55.6%	1,898 43.2%	2,411 54.9%	1,555 35.4%	126 2.9%	473 10.8%
中等教育学校	51	28 54.9%	31 60.8%	21 41.2%	35 68.6%	22 43.1%	0 0.0%	3 5.9%
特別支援学校	1,126	1,026 91.1%	863 76.6%	369 32.8%	510 45.3%	313 27.8%	26 2.3%	14 1.2%

（上段：件数、下段：構成比）

子供の意見について

文部科学省

こども基本法　－こども等の意見の反映（第11条）－

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。

- ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解されます。

- ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。

（参考）令和4年5月24日 参・内閣委　提案者答弁
　こどもの視点に立った施策が具体的に展開されていくためにもこどもの意見をしっかりと反映することが必要であり、そのためには必要な措置を国や地方公共団体がそれぞれの立場で講じなければならないというふうにしたところであります。

文部科学省主催 「学校安全フェスタ」について

概要

子供たちによる主体的かつ先進的な学校安全の取組について、全国的な交流・発表の機会を設け、児童生徒の学校安全に関する意識の向上及び各地域・各学校における取組の推進を図ることを目的として実施した。

令和8年度は9府県12校の高校生31名が参加。ポスターセッションとグループディスカッションを実施した。



● ポスターセッション

参加した高校生は、関心のあるテーマのポスター展示ブースを自由に回り、発表者による説明を聞きながら意見交換を行った。会場では、防災、防犯、交通安全など、各学校の特色ある取組が紹介され、発表者と参加者、また参加者同士で熱心な質疑や意見交換が行われるなど、活発な交流の場となった。

● グループディスカッション

「安全な社会をつくるために、私たち高校生にできることは何か」をテーマに、小グループに分かれて意見交換を行った。参加者は、学校や地域における取組や課題、自身の経験に基づくアイデアを共有しながら、互いの考えに耳を傾け、議論を深めた。各グループでは、高校生ならではの視点から多様な提案が示され、活発な討議が展開された。

青少年の安全・安心なインターネット利用に関する取組について

文部科学省

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「第６次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」を踏まえ、以下の取組を推進

◆　子供・保護者への啓発

○　関係者庁との連携による啓発
- 春のあんしんネット・新学期一斉行動による保護者等への呼びかけ
- 児童生徒・保護者・教職員を対象とした安全なICT利活用のための啓発講座（ｅネットキャラバン）実施の支援
- ネット利用に起因する性被害や犯罪の防止に向けた啓発資料の作成・周知
- ネットトラブル事例集の周知を通じたトラブル予防・発生時の対応に関する啓発
- 保護者向けの子供のネット利用に関する啓発リーフレットの作成・周知

○　保護者を対象とした情報モラル等に関するシンポジウム（ネットモラルキャラバン隊）の開催

○　地域におけるネットの適切な利用に関する先進的な啓発活動等の支援

○　子供のネット利用等に関する講座を含めた、保護者への学習機会の提供等、各地域で実施される家庭教育支援の取組の支援

◆　学校における情報モラル教育の推進

○　学習指導要領（総則（小・中・高））において情報モラルを含む「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け

○　情報モラル教育ポータルサイトにおけるＳＮＳの利用を通じたトラブルへの対応等に関する啓発資料の公表

○　教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーの実施

○　独立行政法人教職員支援機構における情報モラル教育を含む情報活用能力の育成に関する講義・演習を含む研修の実施

◆　ネットいじめへの対応

○　ネットを通じて行われるものもいじめに含むことを規定した「いじめ防止対策推進法」の施行（2013年）

○　ネット上のいじめに対処する体制を整備すること等を盛り込んだ「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（2017年改定）

○　チームとしての教育相談や関係機関との連携等を図るためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実

○　児童生徒の様々な悩みの相談に応じるＳＮＳ等を活用した相談体制の構築に関する取組の支援

出典：文部科学省.青少年インターネット環境の整備等に関する検討会　第68回会合（令和8年6月4日）
「資料1-6（文科省資料）文部科学省における青少年の安全・安心なインターネット利用に関する取組」

青少年を取り巻く有害環境対策の推進

令和9年度要求・要望額　24百万円
（前年度予算額　21百万円）

文部科学省

昨今、SNSを含むインターネットは様々な分野に浸透し、青少年にとって身近で生活に欠かせないツールとなっている。一方で、一部ではインターネットを通じた犯罪被害の発生や、長時間利用等により意図せず生活習慣が崩れてしまう等の課題も指摘されている。今後、青少年を取り巻く社会全体のデジタル化が更に進展することが予想される中で、青少年がインターネット等を適切に活用できるようにする取組を推進する。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等に関する依存症等について、青少年の健全育成を図る観点から、適切な理解に資する取組や、予防教育の実施を推進する。

【委託事業、平成16年度事業開始】

ネットモラルキャラバン隊

●全国各地で保護者等を対象に、生成AI等の新たな技術や偽・誤情報への対応等を含めたネットとの関わり方、家庭でのルール作り等の観点から、青少年がインターネットを適切に利用するためのシンポジウムを広報キャンペーンとセットで開催。
●全国フォーラムとして、有識者によるトークセッションやパネルディスカッション、インフルエンサー等の活用による広報キャンペーンを実施し、各地域における成果の全国的な展開を図る。

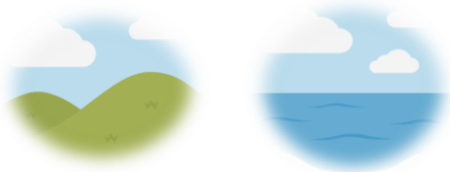
(1)積　算：①フォーラム開催　1百万円
　　②シンポジウム　4百万円 × 1団体
(2)委託先：民間等



青少年教育施設を活用した生活習慣等改善推進事業

●インターネットの長時間利用等の要因で生活習慣が崩れている青少年を対象に、青少年教育施設を活用した自然体験や宿泊体験プログラムを実施。また、その保護者へも、家庭での関わり方等について知見を得るためのプログラムを実施。
●プログラム参加者の追跡調査等により成果を検証するとともに、プログラムの普及を図るために効果的な広報を実施。

(1)積算　：3百万円 × 3団体
(2)委託先：民間、地方公共団体等



拡充 青少年ネット・インタラクティブ・フォーラム

●青少年が主体となり、青少年が日頃どのようにSNSを含むインターネットや生成AI等を活用しているかを踏まえ、ネットとの関わり方や今後の社会の在り方等について、様々な世代とコミュニケーションを図る対話型のフォーラム・ワークショップを開催。

(1)積　算：5百万円 × 1団体
(2)委託先：地方公共団体、学校法人等



依存症予防教育推進事業

●各地域において、アルコール、薬物、ギャンブル等への依存症等を予防するための啓発講座「依存症予防教室」を開催。
●全国的な啓発として「依存症の理解を深めるための普及啓発シンポジウム」を開催。

(1)積　算：①シンポジウム　1百万円
　　②依存症予防教室　2百万円　×2団体
(2)委託先：民間、地方公共団体



（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

生命（いのち）の安全教育について

文部科学省

◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成・公表。

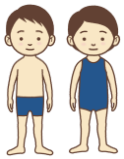
◆ 令和8年3月には、令和5年の刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等の社会情勢の変化等を踏まえて教材・指導の手引きの拡充・改訂を行うなど、全国の学校等での実施に向けた普及展開を推進。

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引きについて

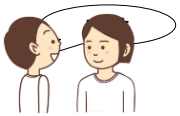
【目標】 生命（いのち）の尊さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、性犯罪・性暴力が及ぼす影響といった性犯罪・性暴力の防止・対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊重する態度等を身に付け、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。

各段階における学習内容

【幼児期】
・自分の体は自分だけのもので、とても大事なもの
・水着で隠れるところは見せたり触らせたりしない
・嫌な触られ方をした場合の対応（嫌だと言う　など）等



【小学校低・中学年】
・他の人の体も大切。見たり触ったりしない
・手をつなぎたいと思ったら、相手にきいてみる
・自分の体のことを決められるのは自分だけ　等



【小学校高学年】
・人との距離感（境界線）の理解
・同意を確認しない行為・性的な暴力
・インターネットやSNSでの性暴力　等



【中学校・高等学校】
・性的同意の明確な理解
・性暴力の例（デートＤＶ、ＳＮＳ被害、痴漢）
・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談）
・(高校)セクハラ、二次被害　　等



【特別支援教育】
・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】
・性暴力の例、実態、身近な被害実態
・性暴力が起きないようにするためのポイント
・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先　　等



活用促進の取組

◆「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率は全国で45.3%。うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用しているのは32.8%であり、更なる普及啓発が必要。(R5文科省調べ)

◆ 文部科学省では、活用促進に向けて、動画教材や研修用動画、指導例動画の作成等のコンテンツの充実や、生徒指導提要への位置づけ、学校等で「生命（いのち）の安全教育」講座の実施を支援する普及展開事業（予算事業）等の取組を推進。

各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。
教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。
文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

学校における熱中症事故の防止について

文部科学省

文部科学省では、熱中症事故の防止のため、毎年、暑くなり始める前の時期や暑さの厳しい盛夏に注意喚起を実施。
（令和8年度は5月8日と8月18日に通知等を発出）

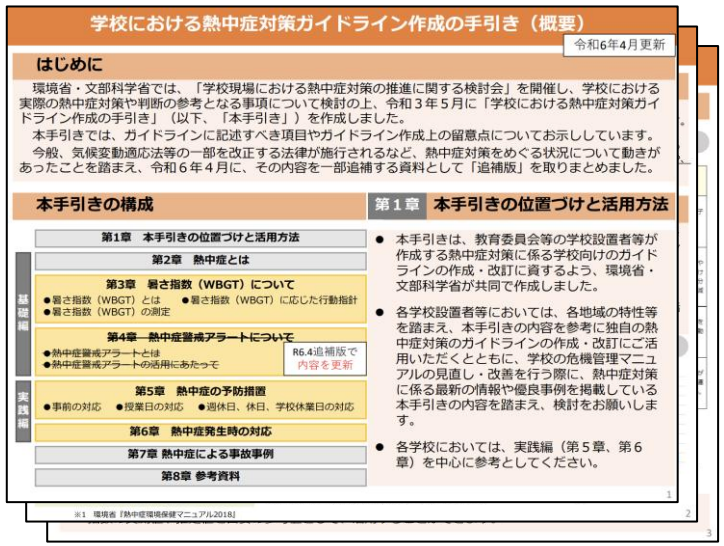
○ **学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）（令和8年5月8日 8教参学第1号）より一部要約**

令和８年の夏は全国的に気温が高いと予想されています。児童生徒等の健康被害を防ぐため、

- **教職員や部活動の指導者等で熱中症事故防止の共通認識**を図ること
- **それほど気温の高くない（25～30℃）時期から**適切な措置を講ずること
- 活動実施について**活動場所の暑さ指数に基づいて判断**すること
- 熱中症事故防止に関して**児童生徒等へ適切に指導を行うこと**　等をお願いします。

令和3年5月、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成等に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を環境省とともに作成し、周知。（令和6年4月追補版を取りまとめ）

○ **学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要）（令和6年4月更新）**


学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要）

令和6年4月更新

はじめに

環境省・文部科学省では、「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討の上、令和３年５月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（以下、「本手引き」）を作成しました。

本手引きでは、ガイドラインに記述すべき項目やガイドライン作成上の留意点についてお示ししています。

今般、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、令和６年４月に、その内容を一部追補する資料として「追補版」を取りまとめました。

本手引きの構成

第1章　本手引きの位置づけと活用方法

第2章　熱中症とは

第3章　暑さ指数（WBGT）について
●暑さ指数（WBGT）とは　●暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針
●暑さ指数（WBGT）の測定

第4章　熱中症警戒アラートについて
●熱中症警戒アラートとは
●熱中症警戒アラートの活用にあたって
R6.4追補版で内容を更新

第5章　熱中症の予防措置
●事前の対応　●授業日の対応　●週休日、休日、学校休業日の対応

第6章　熱中症発生時の対応

第7章 熱中症による事故例

第8章 参考資料

基礎編　実践編

第1章　本手引きの位置づけと活用方法

- 本手引きは、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、環境省・文部科学省が共同で作成しました。
- 各学校設置者等においては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱中症対策のガイドラインの作成・改訂にご活用いただくとともに、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本手引きの内容を踏まえ、検討をお願いします。
- 各学校においては、実践編（第５章、第６章）を中心に参考としてください。

※1　環境省『熱中症環境保健マニュアル2018』

気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえて、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版を作成。

学校設置者等が作成する**熱中症対策に係る学校向けのガイドライン**の作成・改訂とともに、**熱中症対策を盛り込んだ各学校における「危機管理マニュアル」**等の見直し・改善を促進し、**熱中症対策の推進**を図る。

（参考）
文部科学省 学校安全ポータルサイト
熱中症・水難事故防止関連情報
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html

児童生徒等のクマ被害防止対策について（再掲）

文部科学省

○児童生徒向け動画
「クマにおそわれないための３つのお約束（政府広報・文部科学省・環境省）」



内容

① クマの生息域の確認

② 通学時の注意点
（声や音で人の存在をアピール、音を出して歩く、友達と大きな声を出して歩く）

③ 万が一クマを見つけてしまった時の対処法
（ゆっくりと後ずさりをして逃げる、防御姿勢）

○保護者向けリーフレット
「保護者のみなさまへ　クマ出没時の対策を家族で確認しましょう（文部科学省・環境省）」


保護者のみなさまへ
クマ出没時の対策を家族で確認しましょう
近年、各地でクマの出没が増加しています。
登下校中も含め、子供たちの安全を守るためにはご家庭での声かけや地域での見守りが不可欠です。
日頃から、次のポイントについて、お子様と一緒にご確認をお願いします。
1 クマの生態について
①日本のクマ　日本に生息するのは「ヒグマ」と「ツキノワグマ」の2種類。
【ヒグマ】（北海道に生息）
体長180-200cm
体重150-300kg
（最大400kg）
【ツキノワグマ】（本州・四国に生息）
体長120-145cm
体重70-120kg
クマの足あとの特徴
後足
前足
・前足の幅
ヒグマ　12～18cm
ツキノワグマ　7～13cm
・前足と後足で足跡の形が異なる
・指が5本
②クマってどんな動物？
・学習能力が高い
特に食べ物に対する学習能力が高く、執着する。
・においや音に敏感
人や犬よりも鼻や耳がよくにおいに敏感で、わずかな音も聞きとることができる。
・足が速い
時速40km～60km程度で走ることができる。
③クマはどこにいる？
クマが生息するのは森が中心。
近年は、
・草がしげった場所
・川沿い
・果実などがある農地や人里
などにも出没。
2 クマの出没情報の確認
自治体が発表しているクマの出没情報をこまめに確認しましょう。
※環境省QRコードや各自治体の出没情報へリンク
環境省 国民向けのクマに関する情報
クマはいつどこに出るか分かりません。
「知ること」「備えること」が、子供たちの命を守ります。


3 クマに出会わないために　子供たちと確認したいポイント
①ひとりで行動しない
友だちと一緒に行動しましょう。
②"声"や"音"で人がいることを伝える
声や音、手を叩くなどして、自分がいることをクマに知らせましょう。（外では友だちと大きな声で話す、クマ鈴を持つなど。）
③クマがいそうなところには近づかない
クマの足あとやフン、爪あとを見つけたら、その場から離れましょう。
4 もしも、クマに出会ってしまったら…　落ち着いて行動するために
①クマを見ながら、あわてず、ゆっくり、その場をはなれる
クマを興奮しないように大声を出さないにしましょう。（背中を見せて走ると、追いかけられることがあります。）
②近くのお家に逃げて、助けを求める
安全な場所に逃げ込み、大人に助けを求めましょう。
襲われそうになった場合
急所を守る　基本くまでも最終手段
両腕で後頭部を覆いうつ伏せになるなどして致命的ダメージを最小限にとどめましょう。
5 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い
✓ 日頃から、自治体が出すクマの出没情報を確認しましょう。
✓ 通学路や校地内を点検し、クマが隠れそうな場所がないかを確認しておきましょう。
✓ クマが隠れそうな場所のヤブを刈払い、見通しをよくしましょう。
✓ 関係者間でクマが出没した際の対応（登下校時の対応）や連絡体制を確認しておきましょう。
✓ 児童生徒への安全教育・指導とクマ遭遇時の対処訓練をしましょう。
動画「クマにおそわれないための3つのお約束」（政府広報・文部科学省・環境省）
クマにおそわれないための3つのお約束
【問い合わせ先】
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室　03－5253－4111
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室　03－5521－8285

内容

① クマの生態について

② クマの出没情報の確認

③ クマに出会わないために　子供たちと確認したいポイント

④ もしも、クマに出会ってしまったら…　落ち着いて行動するために

⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い

出典：文部科学省．学校安全ポータルサイト「児童生徒等のクマ被害防止対策について」
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/kumahigaitaisaku.html

国民保護に関する事案（内閣官房リーフレット資料）



出典：内閣官房．国民保護ポータルサイト「弾道ミサイル飛来時の行動に関する普及啓発資料」リーフレット
https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/action_case.html

発達段階に応じた安全教育の目標

文部科学省

幼稚園	日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。 また、災害時などの行動の仕方については、・・・・・伝えることができるようにする
小学校	安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防災について理解し、・・・・・・・・、周りの人の安全にも配慮することができるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。
中学校	地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、・・・や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切を理解し、・・・・地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生法等の応急手当ができるようにする。
高等学校	安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、 過去に生じた規模や頻度等、・・・・・・・、地域社会の一員としての自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献・・。
特別支援	児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

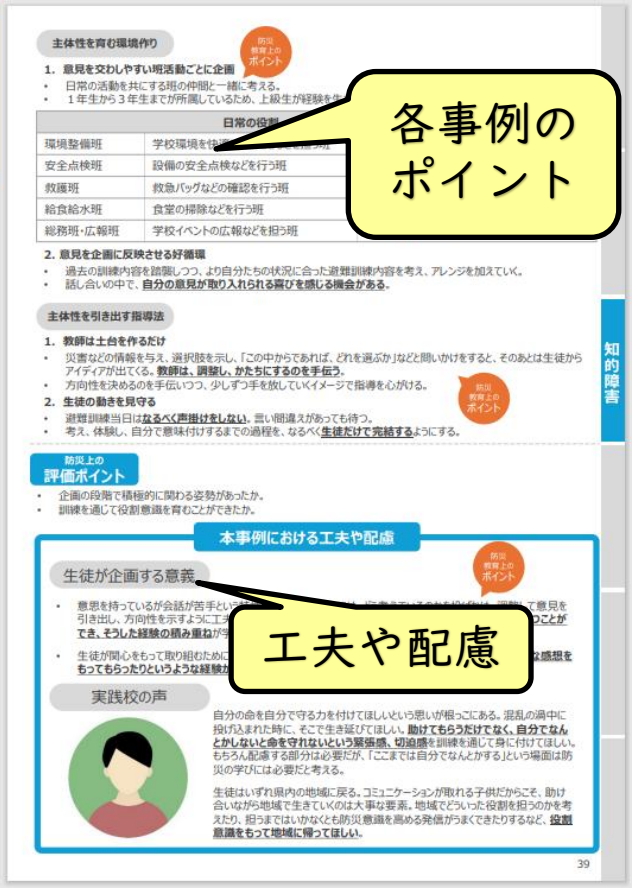
出典：文部科学省.学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月31日改訂2版）

指導参考資料集 「実践的な防災教育の手引き-特別支援教育編-」



- 視覚障害や聴覚障害、知的障害、肢体不自由など、障害種別に事例を掲載。
- その他、「医療的ケア児」「重複障害」など、各事例の特徴を踏まえたトピックも掲載。





（出典）文部科学省.指導参考資料集「実践的な防災教育の手引き 特別支援教育編」令和７年３月

文部科学省「学校における医療的ケア実施ガイドライン」

- 近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及等に伴い、学校における医療的ケア児の在籍数は年々増加しており、**医療的ケア児が安全・安心に学校生活等を送ることができる環境の整備**が求められている。
- 一方、令和５年度、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうち、学校における医療的ケアの対応の在り方等を示すガイドライン等を策定している教育委員会の割合は、54.2%※1となっており、**各教育委員会におけるガイドラインの策定が急務**となっている。

⇒ 令和７年度、学校※2における医療的ケア児の受入れ体制の充実を目的に調査研究を実施。**各教育委員会が、学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな形】を作成・公表**。

※1 令和5年度「学校における医療的ケアに関する実態調査」 ※2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校

文部科学省HP： https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_2.pdf

ガイドライン検討のポイント

①各項目を検討する際の方向性【留意点】

各教育委員会がガイドラインの記載内容を検討するにあたって**念頭におくべき方向性**を記載。

②ガイドラインに必要な視点 【記載事項】

ガイドライン策定に必要な視点を、**推奨される事項**（通知等で示されている内容や今般求められる事項）と、**必要に応じて推奨される事項**（地域の実情を踏まえ必要性を判断する事項）に分けて、網羅的に掲載。

③全国の自治体のガイラインの記載例

全国の自治体において**既に策定されているガイドライン等の記載内容**を多数掲載。

ガイドラインの構成

1.はじめに
- 1-1. ガイドライン策定の背景・目的
- 1-2. 使用する用語の定義
- 1-3. ガイドラインの位置づけ

2.教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備
- 2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備
- 2-2. 学校における管理・実施体制の整備

3.医療的ケアの対応範囲
- 3-1. 実施可能な行為
- 3-2. 実施に当たっての環境整備
- 3-3. 主な医療的ケアの留意点

4.医療的ケア実施までの流れと実施事項
- 4-1. 実施までの流れ
- 4-2. 具体的な実施事項

5.保護者の付添い対応
- 5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方
- 5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応

6.学校生活の各場面に応じた対応
- 6-1. 校内の活動に関する対応
- 6-2. 登下校時の対応
- 6-3. 校外学習時の対応

7.緊急時対応
- 7-1. 緊急時対応マニュアルの作成
- 7-2. 緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え
- 7-3. 緊急事態発生時の対応
- 7-4. ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止

8.災害対策
- 8-1. 災害への備え
- 8-2. 発災時の対応
- 8-3. 事後の対応

6- 学校生活の各場面に応じた対応（抜粋）

6-3.2. 宿泊を伴う場合の対応

【留意点】
- **医療的ケア児が修学旅行等の宿泊を伴う校外学習に参加できるよう、疾病や医療的ケアの内容で画一的に参加の可否や保護者の付添い等を決めるのではなく、主治医等のほか、医療的ケア児及び保護者の意向を尊重して個別に判断できるよう記載すること。**
- **校舎内とは異なる環境となる修学旅行等の宿泊を伴う校外学習において、夜間を含む臨時的な医療的ケア実施体制を構築するための手段を検討して記載をすること。更に、普段の学校生活で学校の医療的ケア看護職員等が対応していない夜間の医療的ケアが必要となる場合があることから、学校関係者、主治医、保護者等の間で検討し協力が必要であることについて記載すること。**

3- 医療的ケアの対応範囲

3-1. 実施可能な行為

(3-1.記載例)

【静岡県】<特別支援学校・小学校・中学校対象>『静岡県医療的ケアガイドライン』（令和６年３月）（抜粋）

1 学校における医療的ケアの定義と実施者

（前略）

(3) 県立特別支援学校では、配置された看護師が、主治医の作成する「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」（以下「指示書」という。）に従って医療的ケアを実施する。
また、一定の研修を修了し、認定された者（教職員）が、表に示す特定行為（口腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養等）に限り、一定の条件の下で看護師と協力しながら対応することを可能としている。

(4) 小中学校では、配置された看護師が、主治医の作成する「指示書」に従って医療的ケアを実施する。

出典：文部科学省（特別支援教育課）令和8年7月 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html

文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」

文部科学省では、外国人児童生徒の公立学校への円滑な受入れに資することを目的として、「外国人児童生徒受入れの手引」を作成。（2011年3月発行、2019年3月改訂）

対象：外国人児童生徒等を直接指導する日本語指導担当教師、日本語指導の支援者、
外国人児童生徒等の在籍学級担任、学校の校長・副校長・教頭などの管理職、
市町村教育委員会の担当指導主事、都道府県教育委員会の担当指導主事



掲載例

（１）「サバイバル日本語」プログラム

①学習内容

ここでは、次の４つの観点から日本語使用場面と教える日本語の語彙・表現を決定します。その児童生徒にとって緊急性の高いものから、順に教えましょう。

A）健康で衛生的な生活を送るために
B）安全な生活を送るために
C）周囲の仲間との関係をつくるために
D）学校の生活を円滑に送るために

＜観点別表現例＞

観点	使用する表現例
健康・衛生	**トイレ** ・「先生、トイレいいですか」 **給食** ・「これいらない、アレルギー」 **体調** ・「お腹／頭　いたいです」 **衛生** ・「ハンカチ、あります」
安全な生活	**交通安全** ・「赤はとまれ、緑は進め」 ・「車、気をつけて！」 ・「危ない、だめ」 ・「助けて！」
関係づくり	**あいさつ** ・「おはよう、さようなら」 ・「ありがとう」「ごめん」 **休み時間** ・「ぼくも入れて」 **物の貸し借り** ・「これ、かして」
学校生活	**教科名** ・「次、何の勉強？」「国語／算数／社会／理科　他」 **教室** ・「先生、どこ？」「体育館／グラウンド／職員室他」 **授業の準備** ・水泳カードの書き方「○度、印」 **清掃** ・「掃除・／ぞうきん／ほうき」 **遠足** ・「持ち物、しおり、すいとう、お弁当　など」

出典：文部科学省（国際教育課）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
資料２

セーフティプロモーションスクール（SPS）の考え方を取り入れた学校安全の推進

大阪教育大学　特任教授
学校安全推進センター長
藤　田　大　輔

大阪教育大学では、附属池田小学校事件の教訓を基に、
わが国の教育振興基本計画における
自助・共助・公助の理念の下に、
教職員，児童・生徒，保護者，地域が参加する
共感と協働に基づく
安全教育・安全管理・安全連携
を推進する新たな包括的な「学校安全」の取り組みとして、
「セーフティプロモーションスクール（SPS）」
の普及を推進しています。

セーフティプロモーションスクールの7つの指標

指標1 （組織）	学校内に、「学校安全コーディネーター」等を中心とする学校安全推進のための「学校安全委員会」が設置されている。
指標2 （方略）	学校において、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の分野ごとに、セーフティプロモーションの考え方に基づいた「中期目標・中期計画（3年間程度）」が設定されている。
指標3 （計画）	学校安全委員会において、「中期目標・中期計画」に基づいた学校独自の学校安全推進のための「年間計画」が、「安全教育」・「安全管理」・「安全連携」の領域ごとに具体的に策定されている。
指標4 （実践）	「年間計画」に基づいて、学校安全委員会を中心に、学校関係者が参加して、学校安全推進のための活動が年間を通じて継続的に実践されている。
指標5 （評価）	学校安全委員会において、実践された学校安全推進に関わる活動の成果が定期的に報告され、それぞれ分析に基づく明確な根拠をもとに学校安全推進活動に対する評価が行われている。
指標6 （改善）	学校安全委員会における次年度の「年間計画」の策定にあたって、それまでの活動成果の分析と評価を参考に、当該校における学校安全に関わる実践課題の明確化と「年間計画」の改善が取り組まれている。
指標7 （共有）	学校安全推進に関わる活動の成果が、当該の学校関係者や地域関係者に広報・共有されるとともに、「協働」の理念に基づいて、国内外の学校への積極的な活動成果の発信・共有と新たな情報の収集が継続的に実践されている。

「第3次学校安全の推進に関する計画」

（令和4年3月25日閣議決定）

「Ⅱ 学校安全を推進するための方策」

「1. 学校安全に関する組織的取組の推進」

「(2)学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実」の中で、

「第3次計画期間においては、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDCAサイクルの確立を目指す。」と明記されました。

「教育振興基本計画」（閣議決定：令和5年6月16日）

「Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針」の、

「5つの基本的な方針」

「⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の中で、

（児童生徒等の安全確保）

〇「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要がある。」と明記されました。

「第3次学校安全の推進に関する計画」

（1）家庭、地域、関係機関との連携・協働の推進

- 地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数
- 学校安全に関する PTA の参画状況（安全点検、登下校時の見守り活動等）

「4．学校における安全管理の取組の充実」

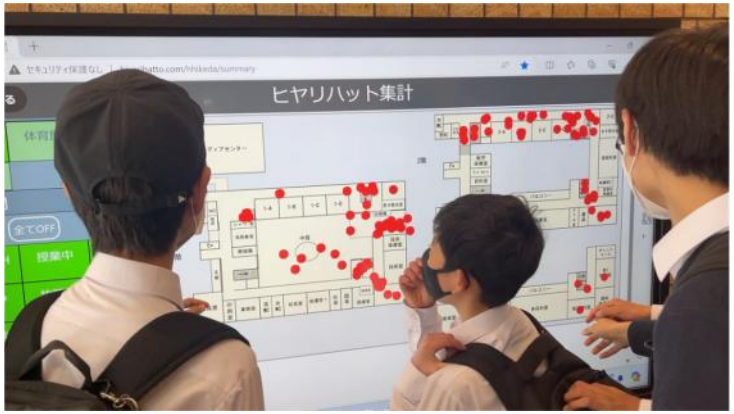
- 児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数
- 専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況

ヒヤリハットシステムを活用した安全な学校作り

(1)ヒヤリハットの入力

玄関近くのモニター





Chrome bookでの入力画面



【大阪教育大学附属池田中学校の実践事例】

ヒヤリハットシステムを活用した安全な学校作り

TOPへ戻る

ヒヤリハット集計

期間【入力日】
今月 / 先月 / 今年度

学年
全学年 / 1年 / 2年 / 3年

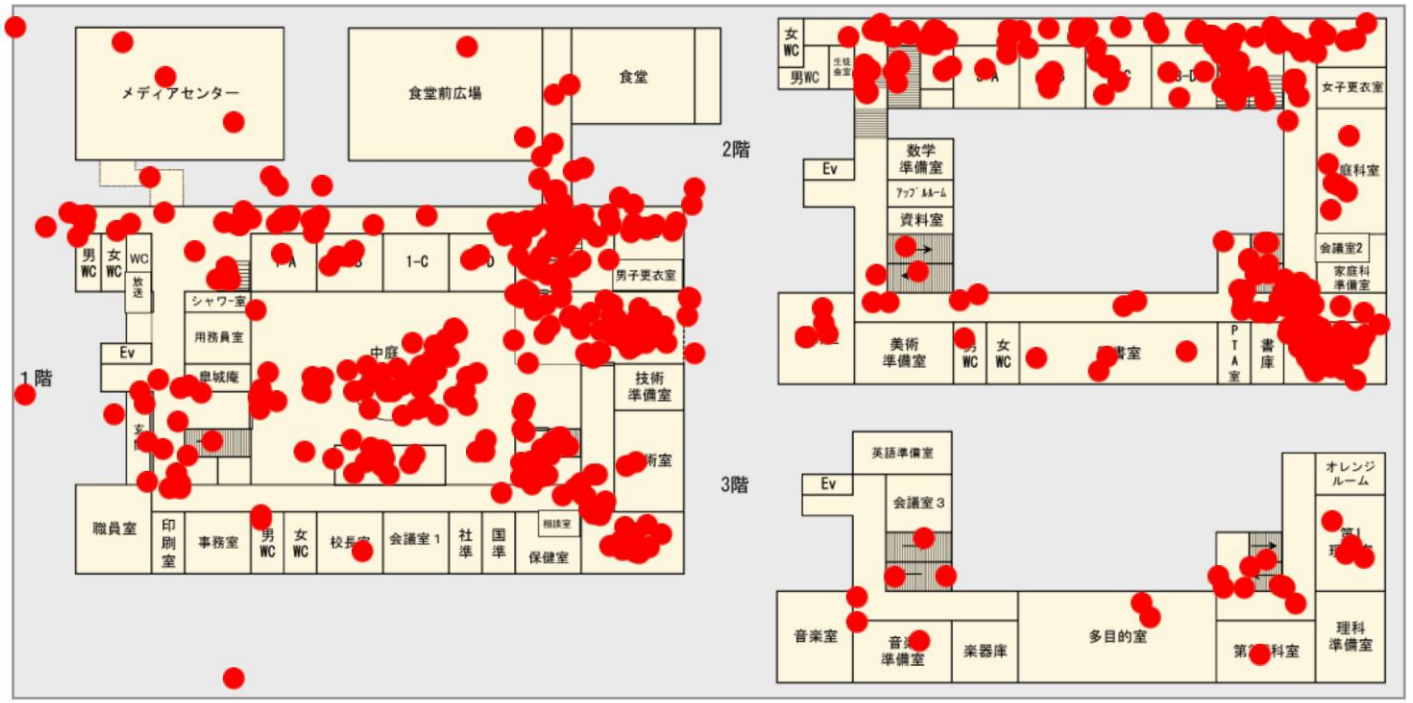
場所
校内 / 体育館 / グラウンド / その他

時間
全てON / 全てOFF
始業前(HR) / 授業中 / 休み時間 / 昼休み / 放課後 / 清掃・終礼 / 部活中 / その他

種類
全てON / 全てOFF
転んだ / 落ちた / 激突 / 飛来・落下物 / 物が倒れてきた / ボールが飛んできた / はさまれ / その他

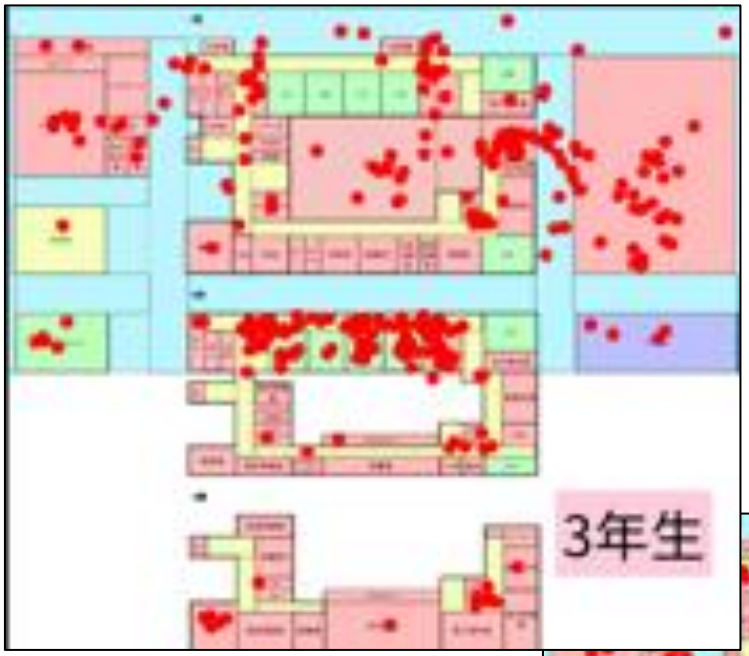
今年度

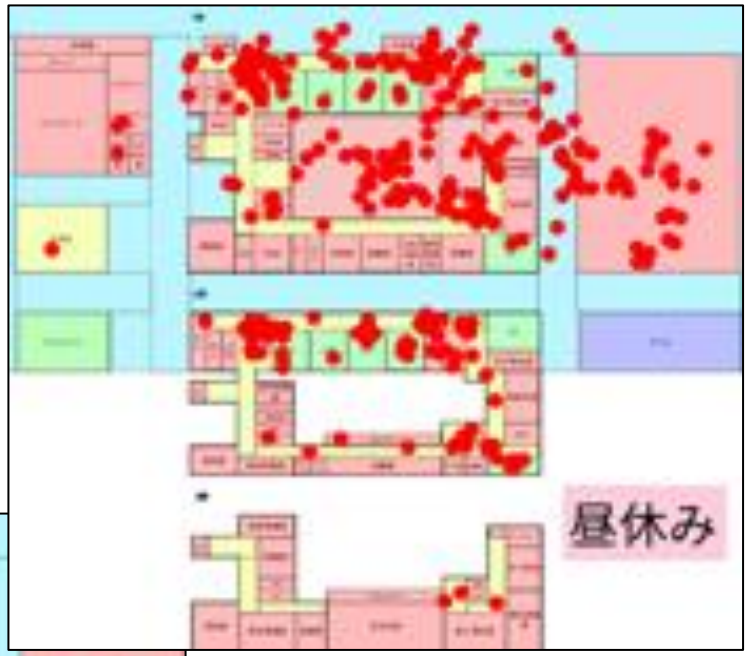
全体	転んだ	落ちた	激突	飛来・落下物	物が倒れてきた	ボールが飛んできた	はさまれ	その他
723	219	47	263	10	7	13	15	149

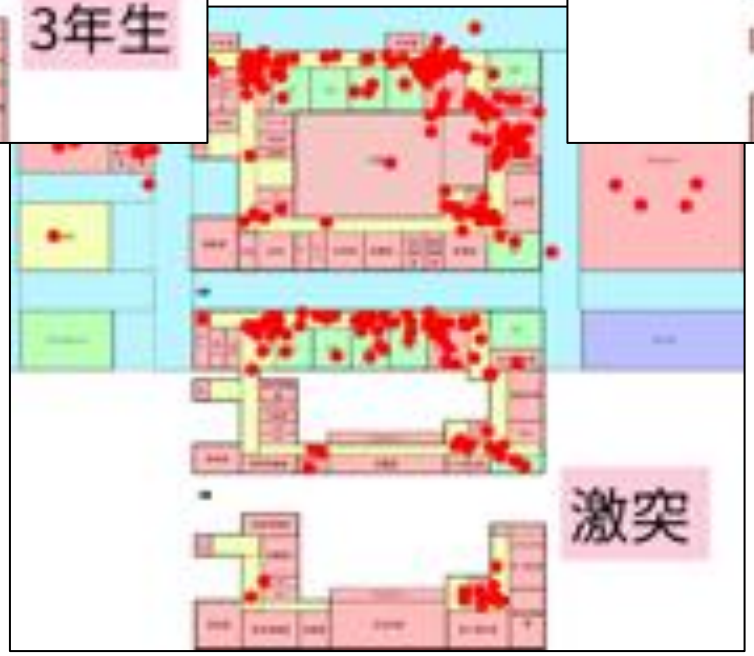


【大阪教育大学附属池田中学校の実践事例】

ヒヤリハットシステムを活用した安全な学校作り





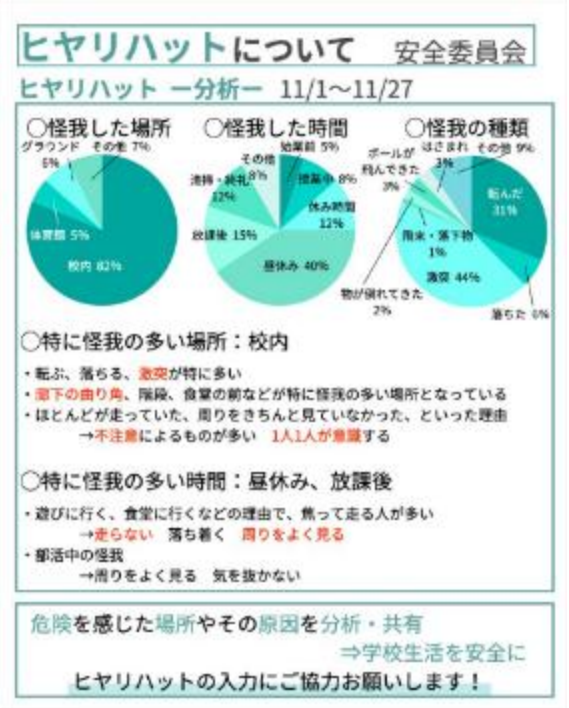


ヒヤリハットシステムを活用した安全な学校作り

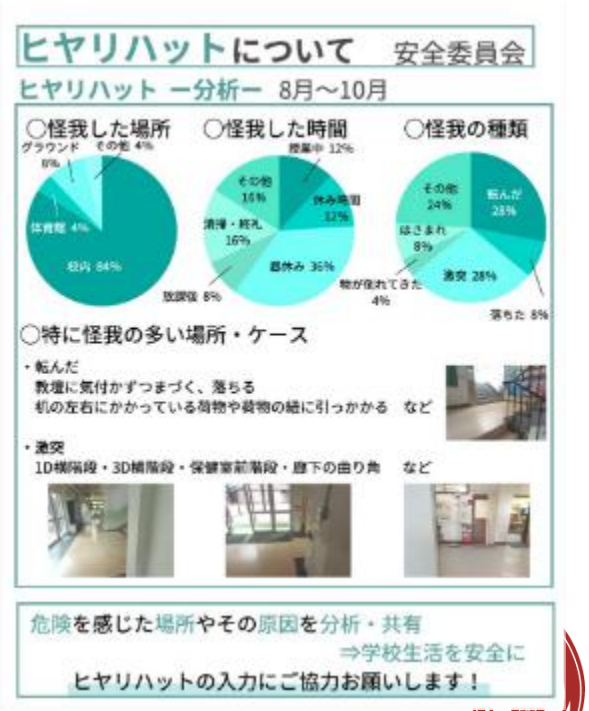
(2)生徒会安全委員の取り組み

毎金曜日の終礼に安全委員がヒヤリハットの入力を呼びかけ、入力してもらう

⇒集計を円グラフなどを使い、ポスターにまとめ、次週で生徒への注意を促す



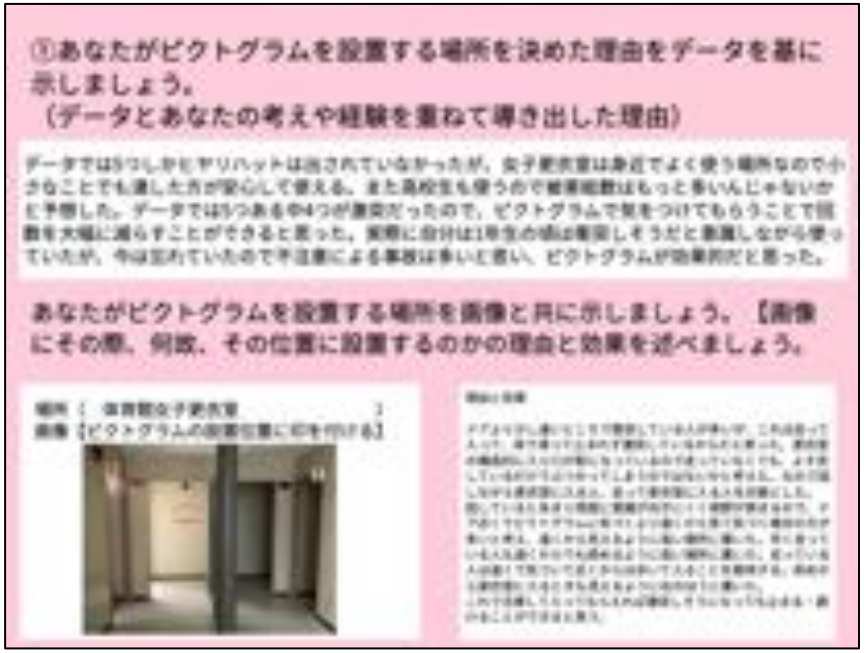




ヒヤリハットシステムを活用した安全な学校作り

(3)授業でデータ分析　（保健体育科）





ヒヤリハットシステムを活用した安全な学校作り

(4)改善案の作成　（校内ピクトグラム）

ピクトグラムの作成　（総合：2年生）

・周囲への意識を高める　　・けがを減らす



【大阪教育大学附属池田中学校の実践事例】

生徒対象　普通救命講習を活用した安全な学校作り







【大阪教育大学附属池田中学校の実践事例】

生徒会　部活動事故対応訓練を活用した安全な学校作り

【R6 ダンス部】　生徒会事故対応訓練に向けて　　（ダンス部：10名，顧問：井場・山本）

11/14問題意識を持つ・想定を考える

【条件と想定の確認】
起こりやすいシチュエーション
ダンス部がありえる状況
想定する事象（時間の把握）
ゴールの確認
計画を立てる





11/18プランの確認 → 顧問と調整

【部員の共通認識】
計画の確認と部内共通認識
役割分担
練習に向けての調整
クラスルームで確認






11/19練習① → 11/22プラン提出

【プランを部員全員実践】
時間を測って計画通りできるかを練習
顧問がビデオを撮り振り返り
プランの改善




12/4生徒対応救命講習受講 → プラン返却

【応急手当てを学ぶ(部長，副部長)】
普及員(教員)による講習事象（時間の把握）
「理論と実技」…普及員資格
・AEDの使い方　・一連の流れ
講習を受けてのプランの改善




12/6練習②　改善

【講習の内容を反映して練習】
部員に救急救命講習の内容を伝える
実際に練習
課題：少ない人数で対応するためには





12/13本番

【事故対応の実践】
状況の説明と実践
生徒会中心に意見交流
課題：より少ない人数で
　　救命するためには






【大阪教育大学附属池田中学校の実践事例】

数学の力で、学校と地域の命を守る

数学科×安全：「ボロノイ図を用いたAED適正配置の探究」

2 実践　総括的評価課題（最適な場所にAEDを設置せよ）



生徒レポート

【提案書の内容】

AEDが足りない場所にAEDを新たに設置する場所を特定する

ボロノイ図を用いて設置場所を作図

↓

設置に至る考えを言語化



「守られる生徒」から、科学的根拠を持って「安全を創り出す生徒」へ

【高槻市立第三中学校の実践事例】

中学校　数学科（安全教育）単元計画略案

単元名：ヒヤリハットから学ぶ「データの活用」とリスク管理

対象学年：第３学年

指導時間：４時間

目標：１．学校生活におけるヒヤリハット事例を数学的な視点（データ分析）で捉える。
　　２．収集したデータから傾向や潜在的な危険要因を特定し、安全確保のための改善策を主体的に考える。

	学習の流れ
1	「安全とデータの関係」 ①課題の共有 1．生徒に「学校内で『もう少しでケガをするところだった』『ヒヤリとした経験』」について尋ねる。 2．小さい出来事（ヒヤリハット）への気づきが重大事故を防ぐための重要な「情報（データ）」であることを認識させる。 ②「ハインリッヒの法則」の紹介

各教科等×安全　　【高槻市立第三中学校の実践事例】

総合的な学習の時間×安全

【総合的な学習の時間：１年生 身の周りの安全】

テーマは
心の安全　体の安全
校内の安全　登下校の安全
人間関係と安全　情報と安全

テーマ → 課題 → 課題解決まで、学んだ内容の発表資料を作成します。



スライド　ポスター　寸劇
発表の形は班で考えます。

心の安全

三中の心の教室について

心の教室は友達関係で悩んでいたり、大勝いると気を遣ってしまう人たちが行く、相談する場所です。
カウンセラーさんに相談すると楽になったり、自分の中の答えを整理をしてくれるということがあります。
心の教室は月生や昼も来て良いです。
心の教室は1階階に1回で、水曜日にあります。



体の安全

保健室にインタビュー!!

症状：頭が痛い、擦り傷、人とぶつかった、体調不良
場所：教室内、廊下など
時間：休み時間、３，４限目

体調不良（頭が痛い・気持ち悪いなど）が多いのは、３，４限目が多いそう!!その原因は主に寝不足だそう…
寝不足を防ぐために、寝る前はスマホをいじったりせず、早めに寝られるよう意識してみてください

校内の安全

4 廊下



・ぶつかったら危険
・走って滑ると危険
・走っている人と歩いている人がぶつかって危ない

対策
・走らない
・まわりをよく見て歩く



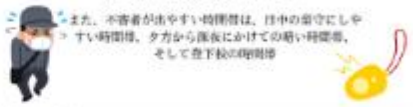
登下校の安全

【不審者からの被害】

つきまとい、声掛け、傷害、誘拐・監禁などの犯罪被害

人通りの少ない場所、利用されていない空き地、死角になりやすい場所などで起こりやすい

また、不審者が出やすい時間帯は、日中の留守にしやすい時間帯、夕方から夜にかけての暗い時間帯、そして登下校の時間帯



人間関係と安全

人間関係を良くするには

・コミュニケーションを意識する。
・相手への理解を深める。
・状況に応じて適切な距離を取る。
・苦手な人とは無理に関わらない







情報と安全

SNSで投稿した写真や、動画などで、住所が特定される可能性があるということをご存知ですか？

不審者



投稿者



評価について

◆以下の（教科・安全・総合）編の評価基準に則り、教材作りや評価（前期総合所見）を行う。

◇教科編
省略　各教科担当者による A～C 評価で良いが、総合的な学習の時間への主評価とはならない。

◇安全編

(A)	(B)	(C)
①安全で安心な社会づくり	①地域の安全	①自分の安全
②地域や国の課題を理解	②地域の危険を理解	②周りのひとを考える
③対応や処置の決断ができる	③心肺蘇生法ができる	③簡易的な応急処置
公助・校区グランドデザイン	共助	自助

◇総合編

(A)	(B)	(C)
●科と課題の繋がりを意識した上で、取組むことができた。	一部の●科の知識を生かし、課題に向き合うことができた。	●科を含む課題を学ぶことができた。
安全や防災について意欲的に学び、自分の将来について深く考えることができた。		
自分の将来の夢や役割について考え、積極的に取組むことができた。		
社会や地域の安全性や課題から学んだことで、新たな課題発見ができた。		
「校区安全参観授業」を通して、教科の学習事項を盛込んだ始めやすい（効果的な）つくり上げることができた。		
専門家の意見や助言を参考に社会や地域の安全を考えて、積極的な活動を実践できた。		
などなど		

理科・社会×安全

校区のハザードマップを分析してみた！



理科・社会×安全

校区のハザードマップを分析してみて

・校区の多くの範囲で内水氾濫は0.5m未満の被害を受けることがわかった。また、外水氾濫は0.5m～３mの被害を受けることがわかった。
・校区内では氾濫による水害が発生する可能性があるから、水や食料の確保が必要になると思った。
・校区には避難場（小・中学校やコミュニティセンター）が多くあった。

数学×安全

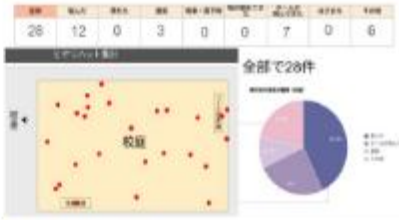
ヒヤリハットについて

ヒヤリハットとは重大な事故にはならないものの、直結してもおかしくない事例で、実際に「ヒヤリ」や「ハッとした」体験を伴う出来事。三中ではその出来事を生徒が校内マップに入力でき、みんなと共有できるヒヤリハットマップというシステムがあります。





数学×安全



音楽・家庭科×安全

避難所で幼児が困ること

・食料がない
・いつもと環境が違う
・おもちゃがない、遊ぶ場所がない（公園など）
・周りの騒音で泣いてしまう
・家族と離れてしまうかもしれない



音楽・家庭科×安全

避難所で中学生として幼児にどんなサポートができる？

・掃除する
・保育実習で学んだことを活かして幼児への接し方を考える
・おもちゃがないので、ペットボトルでマラカスを作ったりして一緒に遊ぶ
・折り紙で色々作って一緒に遊ぶ
・録音でいろんな曲を聴いて一緒に踊る



技術・家庭科（家庭分野） 学習指導案

【高槻市立第三中学校の実践事例】

令和6年11月25日（月）第6校時
2年5組 33名

※ 既習の「住生活の学習」と関連付けながら「幼児とのよりよい関わり方」を実践したもの





1. 題材名

A 家族・家庭生活 （2）幼児の生活と家族 イ「幼児とのよりよいかかわり方」について考え、工夫する

2. 題材設定の理由（指導の立場）

日常生活で幼児と接する機会が少ない生徒に安全であるはずの住まいの中に、どのようなヒヤリハットが潜んでいるかを幼児の立場を想像して考えさせる。また、想定される家庭内事故の安全対策をどのようにしたらよいのかを考えさせることによって、家庭内の住空間の工夫だけでなく、身近にある安全への取り組みに対しても気づき、地域や今後の学習内容である「幼児とのふれあい実習」で活用することにつなげたい。

生徒はこれまでに、「幼児の体と心の発達」「幼児の生活習慣」「幼児の生活の特徴」「幼児の遊びと発達のかかわり」について学習している。指導にあたっては、課題を解決するために、前時までに身に付けた基礎的・基本的な知識や自分の生活経験と関連づけて考えさせること、また、幼児の立場、目線になり、中学生として、幼児の安全を守るためにどのような関わり方や工夫ができるかを考えることができるように取り組ませたい。

本時では、生徒にアドバイザーという職業を設定し、ある家族に幼児の住まいの安全対策を提案するという学習活動を展開する。消費生活総合サポートセンターの消費者教育教材とデジタルコンテンツの「ぐるっとハウス」を効果的に活用し、視覚的に問題を見つけ、班で意見を交流しながら、考えを深め課題を解決する授業にする。

3. 題材の目標

（1）幼児の発達と生活の特徴、子どもが育つ環境としての家族の役割、幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解するとともに、それに係る技能を身に付ける。

（2）幼児とのよりよい関わり方について問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付ける。

（3）よりよい生活の実現に向けて、幼児とのよりよい関わり方について、課題の解決に主体的に取り組んだり、ふり返って改善したりして、生活を工夫し、創造し、実践しようとする。

4. 題材の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・幼児の発達と生活の特徴が分かり、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解している。	・幼児との関わり方について問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的	・家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、幼児の生活と家族について、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って

【高槻市立芝生小学校の実践事例】

指標4【Do：実践】

【安全教育】

『みんなで作る「安全」「安心」「楽しい」芝生小学校』

生活委員会





全校児童がヒヤリハットを打ち込む



①ヒヤリハットの使い方を知り、各学年に教える

↓

②ヒヤリハットの入力

↓

③集計したデータをもとに、取組を考える

校舎内のカーブミラーの位置確認など

【高槻市立芝生小学校の実践事例】

指標4【Do：実践】

【安全教育】

『みんなで作る「安全」「安心」「楽しい」芝生小学校』

保健委員会





消防の協力を得て、
児童のための出前授業

心肺蘇生法などを学び
ワークシートに気づい
たことをまとめました



体育委員会



ボール、跳び箱などの
用具の安全な使い方や
遊具の正しい使い方を
高学年が１年生に教える



安全な使い方をマスター
したら、高学年にスタン
プを押してもらいます



【高槻市立丸橋小学校の実践事例】

第5学年　体育科（保健）学習指導略案

高槻市立丸橋小学校

1．単元名　けがの防止（学校や地域でのけがの防止）

2．単元の目標

けがの防止について理解し、危険の予測や回避の方法、けがの手当の方法など、安全な生活を実践する力を身に付けることができる。

3．指導計画（4時間扱い）

時	主な学習内容
1	けがは行動と環境が関わって起こることやけがを防ぐ方法を理解する。
2	事例から交通事故が起こる原因、交通事故を防ぐ方法を考える。
3（本時）	校内や地域でのけがの事例から、校内や地域でのけがを防ぐ方法を考える。
4	正しい手当の方法、簡単なけがの手当について知り、実践を行う。

4．本時の目標

学校内のけがを振り返り、危険の回避の方法を正しく判断することができる。

5．本時の流れ

	学習活動	指導上の留意点
導	1 [illegible]	[illegible]

【高槻市立丸橋小学校の実践事例】

第6学年　図画工作科学習指導略案

高槻市立丸橋小学校

1. 単元名　ここから見ると

2. 単元の目標

奥行きやバランスを理解し、身近な場所を見て想像したことや表したいことを見付け、意図をもって「しかけ」をつくることができる。

3. 指導計画（5時間扱い）

時	主な学習内容
1（本時）	校内で起こるけがの事例から、班で、表現したい場所を決める。
2	班で、見せ方について話し合い、「しかけ」を決める。
3～4	場所の特徴と奥行きを生かし、班で協力して「しかけ」をつくる。
5	互いの活動を見合い、よいところを伝え合う。

4. 本時の目標

学校内で起こっているけがの状況から、表現する場所を決めることができる。

5. 本時の流れ

	学習活動	指導上の留意点

【高槻市立寿栄小学校の実践事例】

①生活安全（安全教育）

◯6年生　総合「地域改造計画！　もっと安全・安心な町へ」



幼稚園との連携



地域の方々からの聞き取り学習

安全に関するアンケートにおいて、児童の生活安全に対する意識の高さが継続していることが確認できた。
「自分が安全に安心して過ごせるように気をつけている。」肯定的回答94.8%（前回：95.1%）
「友達や周りの人が安全に安心して過ごせるように気をつけている。」肯定的回答92.4%（前回：93.4%）

【八街市立朝陽小学校の実践事例】

4年生 総合的な学習の時間　「UDC（ユニバーサルデザイン朝陽）」
～より安心してすごせる校舎へ朝陽小改造計画！～







死角を防ぐくふう



減速のくふう

チャイルドビジョン体験
低学年目線を調査

「廊下は道路」

ユニバーサルデザインの学習を生かす







児童生徒による校内安全点検



【石巻市立桃生小学校】



【石巻市立渡波小学校】



【石巻市立牡鹿中学校】



【宮崎県立高鍋農業高等学校】



【大阪教育大学附属池田小学校】
救命救急訓練



【台東区立金竜小学校】
ICTを活用した安全マップづくり



【石巻市立渡波小学校】
マイタイムラインの作成



【石巻市立住吉小学校】
着衣泳訓練

【宮崎県立門川高等学校の実践事例】



応急担架作成訓練



町内小中学校下校時一斉
避難訓練の協力



防災カードゲームの開発



小学校での防災教育への協力

【宮崎県立佐土原高等学校の実践事例】

近隣小中学校で開発したアプリを利用した出前授業





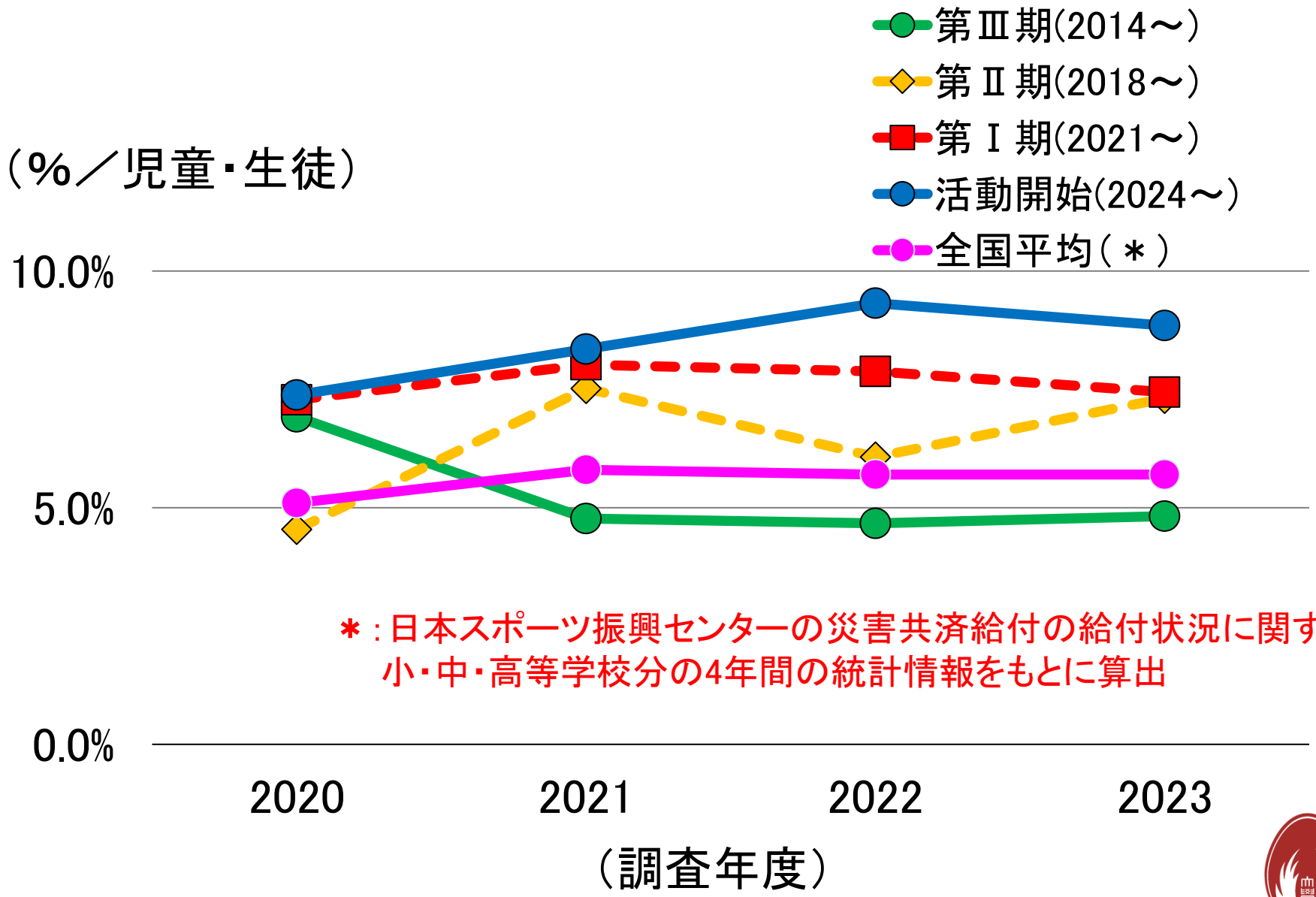


防災アプリ
「SHS災害.info」の開発



通学路危険個所共有アプリ
「ミチテラス」の開発

図.SPS活動期別にみた平均災害共済給付申請割合



＊：日本スポーツ振興センターの災害共済給付の給付状況に関する小・中・高等学校分の4年間の統計情報をもとに算出



【石巻市立住吉小学校】
地域ボランティアによる校内安全点検



【石巻市立渡波小学校】
学校区パトロール



【台東区立金竜小学校】
PTA・地域協力者の登下校の見守り



【平塚市立土屋小学校】
交通安全協会による登下校指導

【安全協働学区協定の締結：2025年2月27日】

②コミュニティ・スクールの仕組みを活用した協働的な取組

【令和6年度のSPS認証校区（第三中学校区）の重点取組】

「安全協働学区」

（大阪教育大学第4期中期目標・計画）

中学校区の「めざす子ども像」の実現（重点取組の1つ：安全・安心な学校づくり）に向けて、SPS活動を共有しつつ、それぞれの学校・家庭・地域が学校安全を協働して推進していく取組



協働学区で実施した教職員訓練および研修会





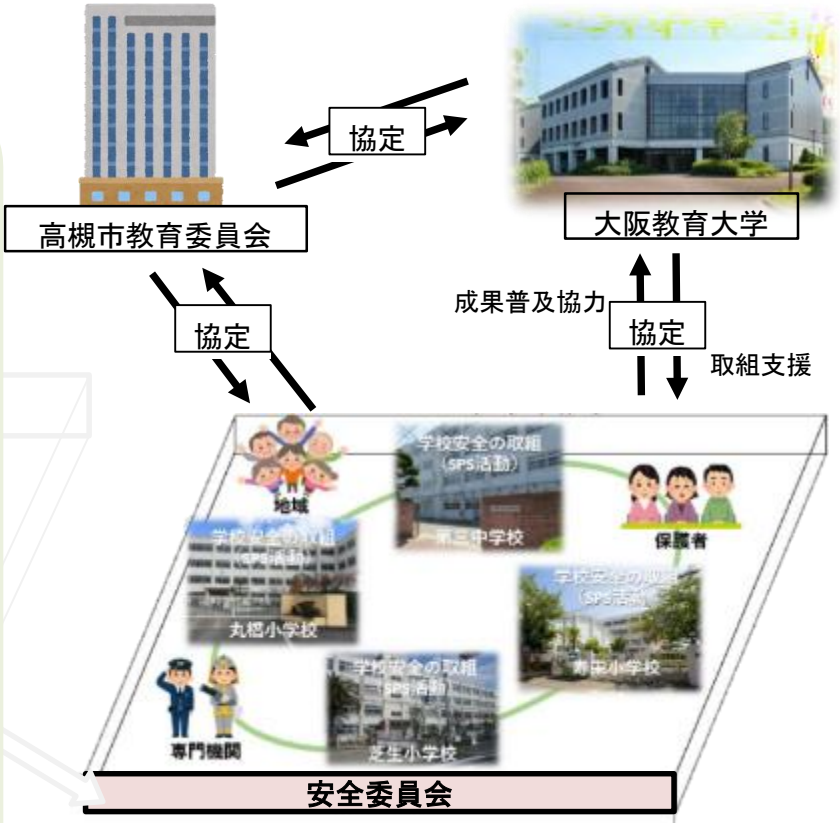
協働学区安全委員会



協働学区で授業交流

5指標の実現へ

（1.組織 2.中期目標/中期計画 3.PDCA展開 4.共有と発信 5.育成と継続）



＜役割＞
- ■子どもの安全に関わる事項について共有
- ■学校安全計画の策定・実践・評価について助言
- ■学校安全に関する協働的な取組の推進

高槻市 Takatsuki City

合同型学校運営協議会における安全推進





安全協働学区安全委員会での安全推進を目指した「熟議」

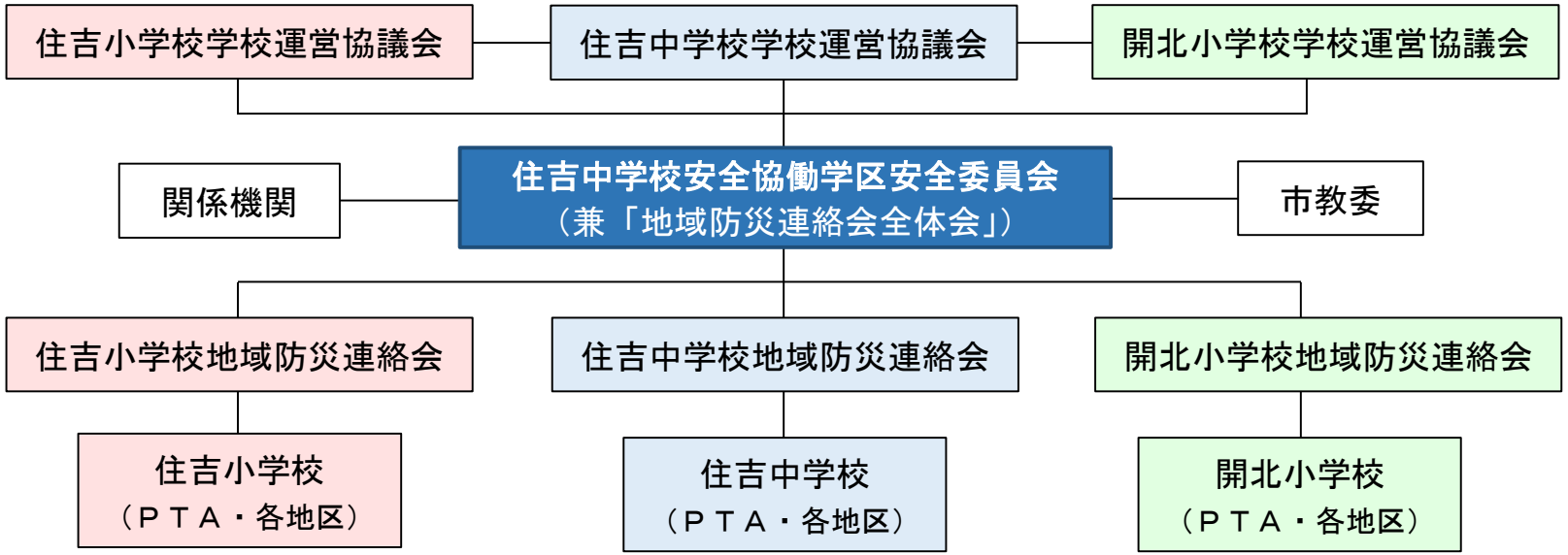




【安全協働学区協定の締結：2026年2月17日】

石巻市立住吉中学校安全協働学区
コミュニティ・スクールの仕組みを活用した協働的な取組

石巻市立住吉中学校安全協働学区の組織については、本市における既存の組織である「学校運営協議会」「地域防災連絡会」の仕組みを生かし、「安全委員会」を以下のとおり位置付ける。



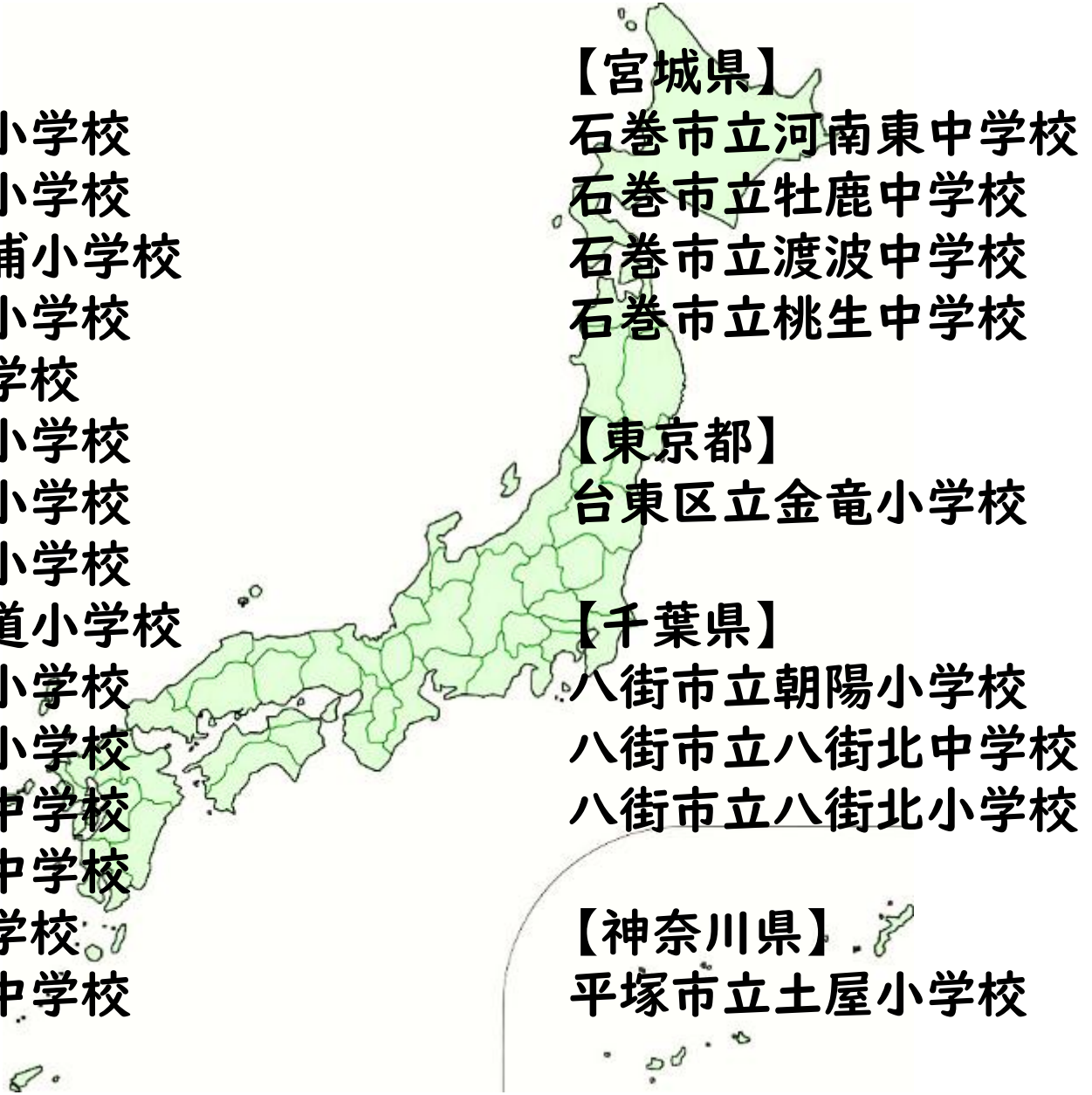
※「学校運営協議会」は学校安全に係る方向性を提案し、「安全委員会」では具体的な取組の検討・実践を行う。

セーフティプロモーションスクール（SPS）の認証支援校と認証校について

認証支援校とは；
セーフティプロモーションスクールの7つの指標を参考に、7つの指標に関わる**活動を開始した学校**

認証校とは；
セーフティプロモーションスクールの7つの指標のうち、指標①と指標②を策定し、指標③～指標⑦のPDCA-Sサイクルに関わる**活動の展開が確認された学校**

セーフティプロモーションスクールの認証校園の状況(2026.10.16)



【宮城県】
石巻市立鮎川小学校
石巻市立広渕小学校
石巻市立万石浦小学校
石巻市立渡波小学校
石巻市立湊小学校
石巻市立石巻小学校
石巻市立桃生小学校
石巻市立和渕小学校
石巻市立大街道小学校
石巻市立住吉小学校
石巻市立開北小学校
石巻市立住吉中学校
石巻市立青葉中学校
石巻市立湊中学校
石巻市立河北中学校

【宮城県】
石巻市立河南東中学校
石巻市立牡鹿中学校
石巻市立渡波中学校
石巻市立桃生中学校

【東京都】
台東区立金竜小学校

【千葉県】
八街市立朝陽小学校
八街市立八街北中学校
八街市立八街北小学校

【神奈川県】
平塚市立土屋小学校

【大阪府】
大阪教育大学附属池田小学校
大阪教育大学附属池田中学校
大阪教育大学附属高等学校池田校舎
大阪教育大学附属特別支援学校
大阪教育大学附属幼稚園
大阪教育大学附属平野小学校
大阪教育大学附属平野中学校
大阪教育大学附属高等学校平野校舎
大阪教育大学附属天王寺小学校
大阪市立堀江小学校
大阪市立新高小学校
高槻市立寿栄小学校
羽曳野市立羽曳が丘小学校
河内長野市立石仏小学校
河内長野市立加賀田小学校
高槻市立芝生小学校
高槻市立丸橋小学校
高槻市立第三中学校

【大阪府】
大阪市立瓜破中学校
寝屋川市立中木田中学校
大阪府立中央聴覚支援学校
大阪府立西浦支援学校
大阪府立東淀川支援学校
あけぼのほりえこども園

【奈良県】
上牧町立上牧第二小学校
上牧町立上牧第二中学校
葛城市立新庄小学校
葛城市立新庄北小学校
葛城市立忍海小学校
葛城市立磐城小学校
葛城市立當麻小学校
葛城市立新庄中学校
葛城市立白鳳中学校

【京都府】
京都市立養徳小学校

【兵庫県】
丹波篠山市立古市小学校
兵庫県立東播磨高等学校
小野市立小野特別支援学校
関西国際学園　神戸校
認定こども園七松幼稚園

【岡山県】
矢掛町立中川小学校

【高知県】
宿毛市立山奈小学校
高知市立旭小学校
黒潮町立南郷小学校

【宮崎県】
日向市立細島小学校
門川町立門川中学校
宮崎市立久峰中学校
日南市立飫肥中学校
高鍋町立高鍋東中学校
高鍋町立高鍋西中学校
延岡市立南中学校
串間市立串間中学校
宮崎県立門川高等学校
宮崎県立佐土原高等学校
宮崎県立日南高等学校
宮崎県立高鍋農業高等学校
宮崎県立延岡工業高等学校
宮崎県立富島高等学校
宮崎県立福島高等学校



〔日本国内で計83校園を認証〕

セーフティプロモーションスクール認証支援校

〔日本国内外で計11校園を認証支援中〕

2026年10月22日時点

【宮城県】
石巻市立蛇田小学校
石巻市立二俣小学校

【京都府】
城陽市立今池小学校

【大阪府】
大阪市立東小橋小学校
宮山幼稚園
河内長野市立加賀田中学校

【兵庫県】
小野市立河合小学校

【宮崎県】
新富町立富田小学校
串間市立大束小学校
宮崎県立児湯るぴなす支援学校

【在外日本人学校】
深圳日本人学校

地域別にみたセーフティプロモーションスクール数

《2026.10.22》

	認証校	認証支援校
日　本	83	11
中　国	50	25
タ　イ	16	15
イギリス	2	3
台　湾	1	-
計	152	54

セーフティプロモーションスクールの活動は、学校における「安全・安心への共感と協働」を基盤として、子どもたちが10年・20年先の地域の安全・安心を担う人材（安全協働人材）へと成長してくれることを目標としています。

安全・安心の持続可能な発展

白石市小・中学校の取組

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
資料３－１

過去に白石市内の学校で命に関わる重大な事故が発生しました。
２度とそのような悲劇を起こさないために、児童生徒も参画し学校安全に取り組んでいます。

中学校の取組

★「自分たちで安全をつくる」活動

1 生徒会活動に「防災安全委員会」設置
2 全校一斉安全点検(白石市学校安全の日の集会)
3 ヒヤリハットアンケートの実施
4 学校安全マップ作成・掲示
5 避難訓練の充実に向けた提案

★地域との連携

1 白石市総合防災訓練への参加
（生徒が住んでいる地区の訓練に参加）
2 学校安全委員会への参加
（生徒、保護者、教員の各代表が参集）
3 東中学区しろいし安全マップの作成
（Googleマイマップで地域住民も活用）
4 地区生徒会での通学路危険箇所チェック
（同じ地区に住む生徒同士で情報共有）



自助・共助

日常生活の中での防災意識の向上

ちょっとした「違和感」を感じ取れる感性

小学校の取組

★日常的な「安全」への意識を高める取組

1 白石市学校安全の日の集会
2 児童会「防災安全委員会」の安全点検
3 校舎内外危険箇所探し
4 学校安全マップ作成・掲示
5 各種避難訓練への参加、振り返り

★地域との連携

1 白石市総合防災訓練見学、参加
2 学校安全委員会への参加

白石市の取組

- **白石市学校安全の日（４月２７日）**
- **白石市総合防災訓練（６月第一日曜）**
- **各地区自主防災組織**

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
資料３－２

高校生から次世代へ

茨城県立牛久栄進高等学校

背景

高校生でも些細な事でも誰かの役に立つ事ができないか？

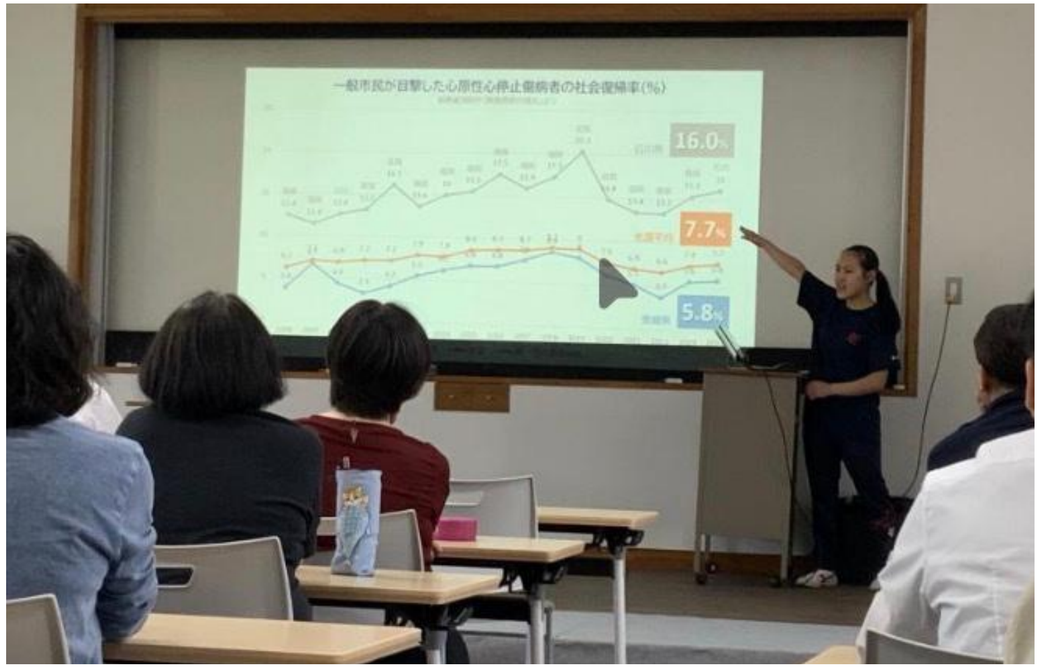
それぞれの分野での目的

・防災意識の啓発・子どもから大人までが楽しんで学ぶ

・体験を通して自分ごとにする・ボランティア

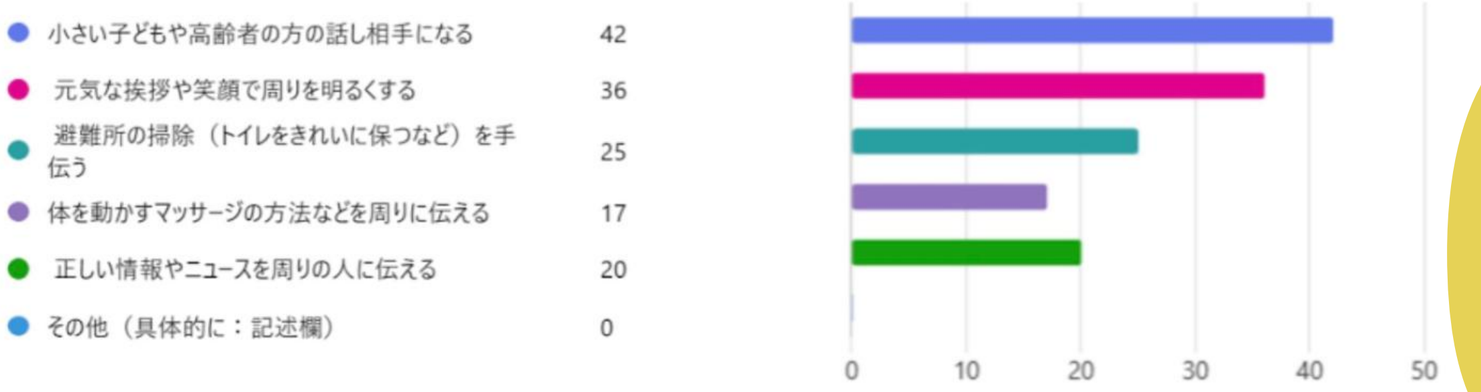
・AED（自動体外式除細動器）・心肺蘇生



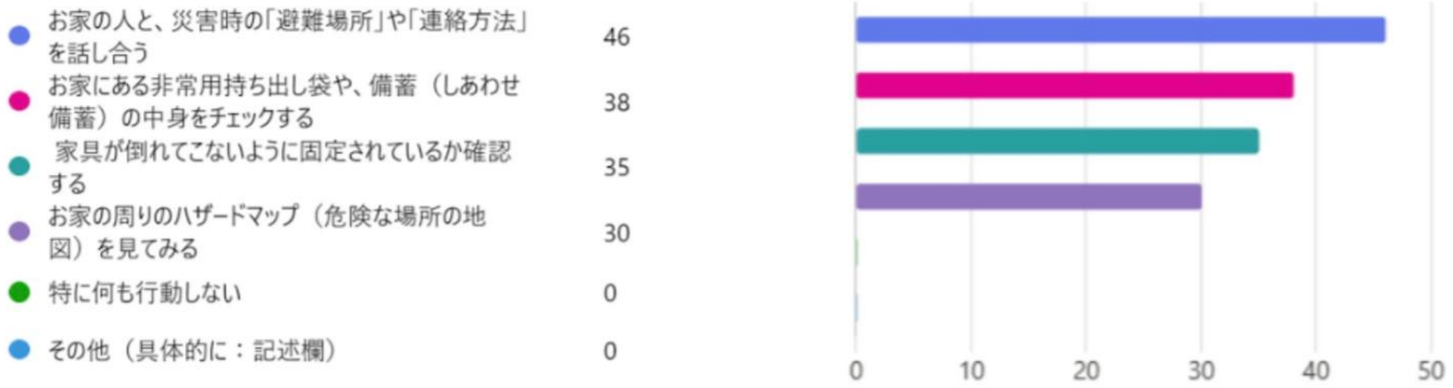


実際に小学校で講話を開いた事後のアンケート結果

5. 高校生から「肉体労働だけがボランティアではない」「中学生は元気な姿を見せたり、話し相手になったりすることも大切なボランティア」というメッセージがありました。あなたなら、避難所や地域でどんなことで貢献できそうですか？（複数選択可）



3. 第三部：これからの行動（自分事として考える）



アンケートの結果から分かる
記憶・印象に残った話題の傾向

- クイズで出題したところ
- ワークショップを行った内容
- 強調するために言い方を変えた部分



それを受けて講演したひたちの牛久中学校での様子

記憶に残り、楽しめる講座にするためには？

具体的な案

40分想定の講座

10分　講義形式

5分　クイズ

10分　講義形式

5分　クイズ

10分　ワークショップ形式

伝えたいことのメリハリをつけて、優先順位をつける

Re:Lightプロジェクトとは

- 能登半島地震の復興支援を目的に、生徒有志が校内で立ち上げたプロジェクト。校内での活動にとどまらず、地域での募金活動や被災地でのボランティア活動など、生徒が主体となって復興支援に取り組んでいる。

- 大きな被害を受けた能登半島を元の姿に戻すとともに、若者離れが進む地域や被災者の心身の健康を守っていく活動。また、ニュースでなかなか取り上げられなくなった能登の現在や災害自体に関心を持ってもらう。

- 「高校生」しか持ち得ない若々しさや元気を届ける。

この活動で集めたお金は募金ではなく**現地ボランティアをする為のバス代**

⭐実施内容⭐

街頭募金→幅広く無作為に周知
物販（かき氷等）→交通費捻出
企業訪問→活動の全容と想いを確実に伝える
現地ボランティア



⭐結果・変化⭐

参加者数:のべ100人
集めた金額：約200万円
支出：バス代125万円、チラシ等2万3千円
能登への寄付:約40万円（能登高校クッキー販売等）
現時点で全3回実施済み(11月には第4回も決定)
能登高校との交流、つながりの強化
実際に行動した人からの広がり



⭐今後について⭐

活動を能登支援 → **災害支援＋防災減災拡大** に発展させる

・熊本地震支援

・他校との協力体制

校内での**安全で意味のある活動**の継続、**システム作り**

継続的な支援は被災した地域住民との繋がりを強くし、私たちの活動に興味を持ってもらった茨城の地域の方々との関係を深めた。

学校で発生するかもしれない突然の心停止から、
みんなの命を守りたい！

きっかけ

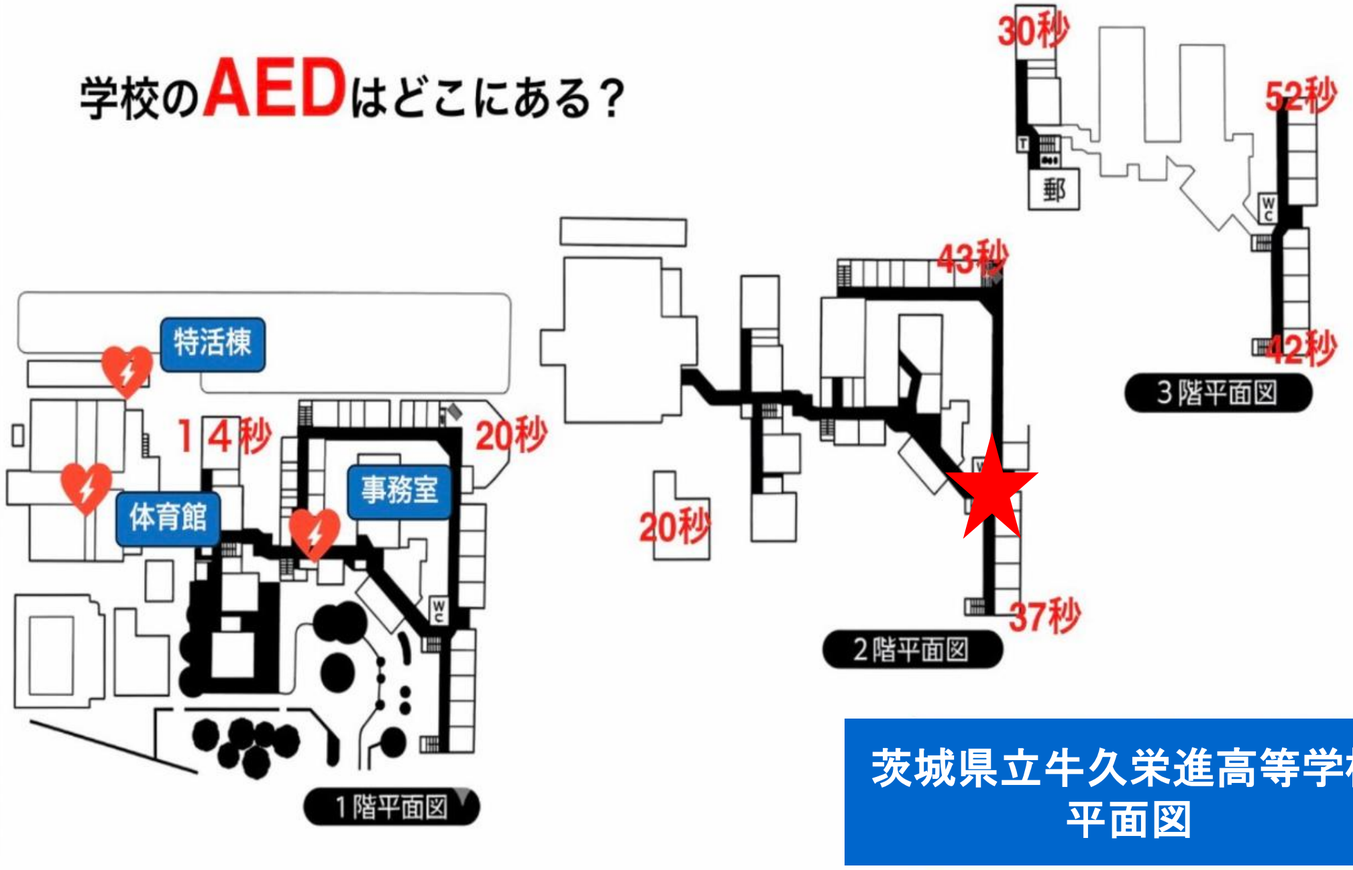
・チアリーディングのチームで開催された心肺蘇生・AED講習を受けた。

・それまで受けたことがある「やり方」を学ぶ講習とは違い、その時の講習が「どうしてそうするのか？」という仕組みを学ぶ講習会だった。

・その講習を受講を通して、心肺蘇生（胸骨圧迫・人工呼吸）やAEDの使用の重要性を理解し、このような学び方が、受講生の意欲の向上につながると思い、主に二つの活動を行った。

校内のAED設置場所を調査

本校のあらゆる端からAEDの場所まで走って計測した



茨城県立牛久栄進高等学校
平面図

この結果から、本校２階に**新たにAEDが設置**された。
→AEDを取りにいくまでの所要時間が短くなった。

まとめ

〇自分事にする

防災や救命を「誰かの問題」ではなく、**「自分の家族や身近な人の問題」**として捉え直す。

〇広げる

学校や地域、更には次世代を巻き込んで防災意識や救命に関する理解を深め、広げていく。

〇やってみる

高校生である私たちが、**自ら学び、行動し、共有し続ける**ことで、誰もが命を守る行動を取れる社会にしていく！

出典・参考にした資料

防災に関する世論調査(令和7年8月調査)
https://survey.gov-online.go.jp/202510/r07/r07-bousai/gairyaku.pdf
気象庁
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nteq/assumption.html
東京防災ホームページ
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/021/571/01nnnn.pdf

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
資料４

学校安全部会の日程（案）

	開催予定日時	議題
第１回	令和８年９月９日(水) 15：00～18：00	部会長等の選任、学校安全部会の運営等について 諮問内容説明、安全管理の現状と課題（総論）等
第２回	令和８年９月25日(金) 13：00～15：00	官民連携の取組（CSやDXの活用）等
第３回	令和８年10月19日(月) 15：00～18：00	実践的・体験型の安全教育の推進（防災、交通）等
第４回	令和８年10月29日(木) 15：00～18：00	校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見　等
第５回	令和８年12月３日(木) 10：00～12：00	答申素案
第６回	令和９年１月28日(木) 10：00～12：00	答申案

※　令和９年３月までに、パブリックコメントを経たうえで第４次計画の閣議決定

※　今後、予定が変更になる可能性があります。

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
参考資料１

第１３期中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会
委員名簿

（敬称略・五十音順）

	大木　　聖子	慶應義塾大学 環境情報学部　准教授
○	小川　　和久	東北工業大学 総合教育センター　教授
	木田　　博	鹿児島市教育委員会　教育 DX 担当部長
	北村　　光司	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能研究センター　主任研究員
	坂井　由利子	国分寺市立第十小学校　校長
	桜井　　愛子	神戸大学 大学院国際協力研究科　教授
	佐々木　勝世	東京都港区立高輪幼稚園　園長
	下出　　尚弘	岐阜県飛騨市教育委員会　教育長
	下東　　義忠	宮崎県教育庁 高校教育課 産業教育担当　主幹
	首藤　　由紀	株式会社 社会安全研究所　代表取締役 所長
	竹原　　和泉	NPO 法人まちと学校のみらい　代表理事
◎	藤田　　大輔	大阪教育大学 健康安全教育系　特任教授
	藤髙　　ちよ	熊本市立春日小学校　校長
	森　　涼	学校法人石川義塾 学校法人石川高等学校・石川義塾中学校　理事長・校長
	森本　　晋也	岩手県立図書館　館長
	山崎　　彩	大阪府立平野支援学校　校長
	吉門　　直子	高知県土佐市教育委員会　教育長
	渡辺　　弘司	公益財団法人日本学校保健会副会長、公益社団法人日本医師会常任理事

（◎：部会長、○：部会長代理）

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
参考資料２

８文科教第８６７号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第４次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和８年８月２１日

文 部 科 学 大 臣　　松 本 洋 平

（理由）

第４次学校安全の推進に関する計画の策定について

子供が心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いです。子供の育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子供や保護者その他全ての人々が安全な生活を送ることができるような社会を築いていくため、必要な取組を進めていかなければなりません。

学校は、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと学び、自己実現に向かうために、安全で安心な環境であり続けることが必要です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、その生涯にわたり、安全な生活を送るための基礎的な素養を身に付けていくことが求められます。

さらに、学校における家庭や地域、関係機関との連携・協働による安全に係る取組は、持続的な安全文化の構築につながる教育活動であり、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つです。

こうした理念を踏まえ、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校保健安全法において「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画を策定」することが規定されています。

これに基づいて、平成24年４月に「学校安全の推進に関する計画」が、平成29年３月に「第２次学校安全の推進に関する計画」、令和４年３月に「第３次学校安全の推進に関する計画」が、閣議決定されています。

現行の「第３次学校安全の推進に関する計画」は、令和４年度から令和８年度までの５年間にわたり、国と地方公共団体が相互に連携を図り、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするための重要な指針として策定されたものです。

現行計画に基づく取組の結果、先進的な取組が進められた地域や学校がある一方、いまだ十分とは言えない地域や学校も見られます。また、現行計画策定以降、安全に関する新たな課題も生じており、策定から５年が経過するに当たり、これまでの状況を踏まえた計画の見直しが必要です。

以上のことを踏まえつつ、学校安全の推進に関する計画の改訂に向けては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

第一に、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、計画策定後の社会の状況の変化等に基づき、今後改善すべき点や新たに追加すべき点について御検討をお願いします。

能登半島地震や同年の豪雨、熊本地震などの大規模災害では、学校施設に被害が生じています。さらに、教職員も被災する中で、学校の早期再開が課題となるなど、大規模災害時における被災地でのすみやかな学びの確保支援に向けた全国的な体制整備が求められています。

また、甚大な被害をもたらした東日本大震災の記憶を語り継ぎ、その経験を生かすとともに、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、近年の激甚化・頻発化している豪雨などの自然災害に対応できるよう、児童生徒等の命を守るための対策や、地域と連携した実践的な防災教育の充実は喫緊の課題です。

さらに、近年は猛暑日が増加する中で、熱中症のリスクの増加が懸念されていることから、児童生徒等の安全を確保した教育活動や、災害時には避難所にもなる学校の体育館等の空調整備などが求められています。

このほか、学校への不審者侵入事件や児童生徒等が登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案も引き続き発生しています。また、クマ等の鳥獣による被害の恐れも懸念されています。少子高齢化等の地域社会の実情を踏まえつつ、スクールガード・リーダーの配置推進など通学時をはじめ学校内外における事件・事故防止等の安全確保策の検討や、近年の道路交通法の改正等を踏まえた自転車等に関する交通安全教育の充実などについて、コミュニティ・スクールの仕組みの活用等を通じて、家庭や地域、関係機関と連携した対策を着実に実行することが求められています。

加えて、SNSに起因する犯罪被害や、性被害・性暴力への対策、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案や学校におけるサイバーセキュリティ対策など、現代的な課題への対応も必要とされています。

特に、性犯罪・性暴力対策については、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」が全国の学校で実施されることが求められています。

さらに、校務DXや先端技術の活用が進められており、こうした動きも踏まえ、学校の働き方改革にも配慮した効果的・効率的な安全教育と安全管理の在り方を検討することも必要です。

第二に、安全教育について、教育活動全体を通じた取組の推進と全国的な質の向上に向けた方策について、御検討をお願いします。

安全教育においては、いかなる状況下でも児童生徒等が自らの生命を守り抜くために主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを視点として、災害安全、防犯を含めた生活安全、交通安全の三領域や現代的な課題への対応を含めた安全教育を、教育活動全体を通じて効果的に行うことが求められるとともに、安

全に関する資質・能力の評価や取組の改善方策等が引き続き課題となっています。

また、地域や学校における取組に依然として差が見られることも引き続き課題となっています。安全教育に関する先進的な取組を検証し、指導方法の工夫を普及するための方策とともに、指導時間の確保や全国的な取組の質の向上を図るため、教育活動全体を通じた取組の推進にとって重要となる学校安全計画の位置付けやその内容の在り方についても検討していくことが必要です。加えて、より実践的な教育内容の充実のために必要となる学校と関係機関の連携強化を図っていくことが求められます。

さらに、現在、令和６年12月25日の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受け、次期学習指導要領等に向けた審議が中央教育審議会において進められております。その中では、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや社会に開かれた教育課程を持続可能な形で実現できるよう、コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化することについても検討がなされており、こうした議論を踏まえた安全教育の在り方についての検討が必要となっています。

こうした動きを踏まえながら、国、地方公共団体、学校設置者や地域がそれぞれの立場から取り組むべき施策・連携の在り方について御検討をお願いします。

第三に、安全教育や安全管理を適切に行うために必要となる組織体制の整備や、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含む教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

学校における安全は学校教育の大前提であり、また事件・事故、火災、自然災害は学校教育のあらゆる場面で発生し得ることを念頭に、過去に発生した痛ましい事件・事故の教訓を踏まえながら、児童生徒等の安全を着実に守るために、校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む。）において、現場における学校安全の確保を徹底し、実効的で持続的なものとすることが不可欠です。そのためには、各学校における実効性のある危機管理マニュアルの整備・運用、学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備、コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の取組の充実などを通じた、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携の充実が必要とされています。

また、自然災害や火災、事件・事故が発生した際に、児童生徒等の命を守るためには、全ての教職員が協力し合って的確に対応しなければなりません。加えて、児童生徒等に対する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要です。

この点、令和元年度から、教職課程において学校安全について必ず修得することとされていますが、特に事故や災害時において必要となるAEDを用いた一次救命処置などに関する実習の充実が課題となっています。

さらに、現在、令和６年12月25日の「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問を受け、教員養成の在り方等に関する審議が中央教育審議会において進められており、その中では、共通的に履修すべき内容等の検討がされています。

こうした議論を踏まえ、教員養成段階のみならず、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含め、教職員の資質能力の向上方策についての検討が必要となっています。

そのほか、前述の現在審議されている次期学習指導要領等に向けた改訂の議論も踏まえながら、実効的・持続的に学校安全の取組の質を確保するための組織体制の充実及び教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

このほか、今後の学校安全の推進を図る上で必要な取組について御検討をお願いします。

以上の点を中心に、今後の学校安全の推進施策について、基本的方針及び諸方策の御審議をお願いします。

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
参考資料３

【学校保健安全法第3条】
国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

現行計画：令和4年3月25日閣議決定（令和4～令和8年度）

「第4次学校安全の推進に関する計画の策定」について（諮問）
（令和8年8月21日　第144回中央教育審議会総会）

第4次計画策定に向けての論点（案）

現行計画期間中の取組状況の検証及び近年の災害の激甚化やSNSに起因する犯罪被害、クマ等の鳥獣被害の恐れ、事件・事故、火災等の社会の状況変化を踏まえた対応

- 東日本大震災・能登半島地震・熊本地震、近年の災害の激甚化などを踏まえた地域と連携した実践的な防災教育
- 学校内外における事件・事故防止等の安全確保策、自転車等に関する交通安全教育の一層の充実
- SNSに起因する犯罪被害や生命（いのち）の安全教育など現代的課題への対応
- 学校の働き方改革への対応、校務DXや先端技術の活用等による効果的な安全教育・安全管理の在り方

教育活動全体を通じた安全教育の取組の推進と、全国的な質の向上

- 災害安全、生活安全、交通安全の三領域や現代的課題への対応を含めた安全教育の教育活動全体を通じた効果的な実施
- 指導時間の確保や全国的な取組の質向上のための、学校安全計画の位置付けやその内容の在り方
- 実践的な教育内容充実のための、学校と関係機関の連携強化の方策
- 次期学習指導要領等に向けた議論を踏まえた安全教育推進のための具体的方策

発生した事件・事故、火災等を踏まえ、安全教育や安全管理を適切に行うための組織体制の整備や、教職員の資質・能力の向上

- 校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む）における学校安全の確保の徹底
- 学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備
- コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた取組の充実など、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携による持続的な学校安全の確保
- 教職員の資質・能力の向上方策の充実

令和８年10月29日
学校安全部会(第４回)
参考資料４

第３次計画フォローアップを踏まえた
第４次計画の検討に向けた課題について

第３次計画のフォローアップについては、令和７年度に開催された「学校安全の推進に関する有識者会議」において議論、整理された。その際に指摘された第４次計画の検討に向けた課題に加えて、令和７年度の実績を踏まえた現状や、昨今指摘されている学校安全に関わる課題等についても追記することで、以下のとおり主な課題を整理する。

※凡例
○：学校安全の推進に関する有識者会議（令和７年度）第２回（令和７年１０月３０日）配付資料に記載
●：今回追加で記載

１．学校安全に関する組織的取組の推進

○　学校安全計画の活用による、教育活動全体を通じた安全教育の取組の更なる推進

※　学校安全計画の策定状況 98.8%（令和５年度実績）

○　学校安全の中核を担う教職員の配置促進や研修の充実等をはじめとする、校内組織体制の充実

※　学校安全の中核を担う教職員等を安全主任や主事として位置づけ 58.2%（令和５年度実績）

●　校長のリーダーシップ・役割による学校安全の質向上に向けた環境整備と、設置者による指導等

○　教員養成段階をはじめ、教職員に対する AED を用いた実習を含む一次救命処置（BLS）に関する研修の充実

※　教員養成機関における AED を用いた実習を含む一次救命処置(BLS)の実施状況 6.9%（参考値：教職課程を有する大学への任意のアンケート調査結果より）

２．家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

○　学校安全におけるコミュニティ・スクールの仕組みの更なる活用

※　地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数 72.4%（令和５年度実績）

●　首長部局をはじめ、警察・消防等の関係機関や保護者等と連携した安全対策の促進

○　防犯及び交通安全に専門性を有するスクールガード・リーダーをはじめとする地域人材の確保・育成

○　「学校における安全点検要領」の更なる普及と、学校の働き方改革を踏まえた効率的・効果的な安全点検のための、外部専門家・デジタル技術の活用や、地域住民等の参画促進

※　学校安全に関する保護者や地域住民の参画状況　安全点検：保護者 2.8%、地域住民 2.0%　登下校時の見守り活動 65.4%

○　能登半島地震の経験等を踏まえた、自治体・地域・学校間での避難所運営に関する事前協議等の必要性の更なる普及や、早期の学校再開・学びの確保支援などの取組の全国的な体制整備

※　地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合 80.1%（令和５年度実績）

３．学校における安全に関する教育の充実

○　次期学習指導要領の検討状況も踏まえた、安全教育の指導時間の確保や指導方法の工夫、評価の在り方等に関する更なる検討

○●　実践的な避難訓練や地域住民との協働による防災教育・避難訓練、自転車等に関する交通安全教育の普及

※　地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施 88.9%（令和５年度実績）

○　一人一台端末や生成 AI 等のデジタル技術を踏まえた、効果的な安全教育の取組に関する検討

※　デジタル技術を活用した安全教育の実施状況 65.4%（令和５年度実績）

○　「生命(いのち)の安全教育」、近年の猛暑を踏まえた熱中症対策、SNS に起因する犯罪被害等の現代的課題への対応

※　「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率 45.3%

うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用している学校の割合 32.8%（令和５年度実績）

※　SNS に関する安全教育の実施状況 78.0%（令和５年度実績）

４．学校における安全管理の取組の充実

○　「学校における事故対応指針(改訂版)」の更なる普及と、事故情報の集約・分析、取組の改善等につなげる仕組みの構築

○　「学校における安全点検要領」の更なる普及と、学校の働き方改革を踏まえた効率的・効果的な安全点検のための、外部専門家・デジタル技術の活用や、地域住民等の参画促進【再掲】

● 子供の視点を加えた安全点検等、事前の対策の更なる推進

※ 児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数 5.3%（令和５年度実績）

○● 学校施設における老朽化や耐震化対策の更なる実施、避難所における冷暖房機器の確保など、学校施設の防災機能強化等の更なる推進

※ 公立小中学校の避難所指定校における体育館等の空調（冷房）設備設置率 33.1%（令和８年５月１日現在）

○ 生成 AI 等のデジタル技術や事故データの活用など、科学的なアプローチによる事故予防の取組の更なる推進

５．学校安全の推進方策に関する横断的な事項

● 学校安全の推進のためのモデル事業や、課題等に対する調査研究の更なる推進。加えて、それらの分かりやすい周知や研修の充実のためのポータルサイトの更なる活用。

● 生成 AI 等のデジタル技術を活用した学校への支援

※１．～４．の課題の検討に当たっては、全体を通じてセーフティープロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進の観点が必要。